

令和6年度 九州厚生局生活支援コーディネーター交流会

# 生活支援コーディネーターの役割と その実践について

令和6年10月11日

医療経済研究機構  
政策推進部研究事業担当部長  
研究部主席研究員  
服部 真治



# 自己紹介

---

## ■ 学位

千葉大学大学院医学薬学府博士課程修了 博士（医学）

## ■ 研究分野

介護保険制度、地域包括ケアシステム

## ■ 職歴

1996年4月 東京都八王子市入庁

2005年4月 同健康福祉部介護サービス課

その後、介護保険課主査、財政課主査、高齢者いきいき課課長補佐等

2014年4月 厚生労働省老健局総務課・介護保険計画課・振興課併任課長補佐

2016年4月 医療経済研究機構入職

## ■ 現職

放送大学客員教授、全国移動サービスネットワーク政策アドバイザー

日本老年学的評価研究機構（JAGES）理事、地域共生開発機構ともつく理事

東京都健康長寿医療センター非常勤研究員、立命館大学OIC総合研究機構客員協力研究員

## ■ 著書（書籍）

1. 私たちが描く新地域支援事業の姿～地域で助け合いを広める鍵と方策～，堀田力・服部真治，中央法規，2016年（共編著）
2. 入門 介護予防ケアマネジメント～新しい総合事業対応版，監修 結城康博・服部真治、総合事業・介護予防ケアマネジメント研究会編，ぎょうせい，2016年（共編著）
3. 地域でつくる！介護予防ケアマネジメントと通所型サービスC－生駒市の実践から学ぶ総合事業の組み立て方－，著 田中明美・北原理宣 編著 服部真治，社会保険研究所，2017年（共編著）
4. 地域で取り組む 高齢者のフレイル予防，【監修】一般財団法人 医療経済研究・社会保険福祉協会【編著】辻哲夫、飯島勝矢、服部真治，中央法規出版，2021年（共著） など

# 生活支援体制整備事業の概要

# 生活支援体制整備事業について

生活支援体制整備事業は、生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置により、「地域住民に身近な存在である市町村が中心となって」、「生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行くもの（地域支援事業実施要綱より）」

○ 介護保険法（平成9年法律第123号）  
（地域支援事業）

第百十五条の四十五（略）

2 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業のほか、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、**地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。**

**五 被保険者の地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に係る体制の整備その他のこれらを促進する事業**

## （1）生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置

多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進。

### （A）資源開発

- 地域に不足するサービスの創出
- サービスの担い手の養成
- 元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保 など

### （B）ネットワーク構築

- 関係者間の情報共有
- サービス提供主体間の連携の体制づくり など

### （C）ニーズと取組のマッチング

- 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチング など

## （2）協議体の設置

多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進

### 生活支援・介護予防サービスの多様な関係主体の参画例

NPO

民間企業

協同組合

ボランティア

社会福祉法人

等

生活支援体制整備事業費（生活支援コーディネーターの配置・協議体の設置）の標準額

- 第1層（市町村区域） 8,000千円 × 市町村数（※）
- 第2層（中学校区域） 4,000千円 × 日常生活圏域の数

※ 指定都市の場合は行政区の数  
一部事務組合及び広域連合の場合は構成市町村の数

# 生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加

- 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加。ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供することが必要。
- 高齢者の介護予防が求められているが、社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながる。
- 多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるような地域づくりを市町村が支援することについて、制度的な位置づけの強化を図る。具体的には、生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」の配置などについて、介護保険法の地域支援事業に位置づける。

## 地域住民の参加

### 生活支援・介護予防サービス

- ニーズに合った多様なサービス種別
- 住民主体、NPO、民間企業等多様な主体によるサービス提供
- ・地域サロンの開催
- ・見守り、安否確認
- ・外出支援
- ・買い物、調理、掃除などの家事支援
- ・介護者支援 等

### 生活支援の担い手としての社会参加



### 高齢者の社会参加

- 現役時代の能力を活かした活動
- 興味関心がある活動
- 新たにチャレンジする活動
- ・一般就労 起業
- ・趣味活動
- ・健康づくり活動、地域活動
- ・介護、福祉以外のボランティア活動 等

## バックアップ

市町村を核とした支援体制の充実・強化

## バックアップ

都道府県等による後方支援体制の充実

# 地域支援事業実施要綱 抜粋

## 2 生活支援体制整備事業（法第115条の4第2項第5号）

### イ 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）

#### （ア）業務の目的

次の a から c までに掲げる内容を目的に、(イ)に掲げる業務（以下「コーディネート業務」という。）を実施する。

- a 資源開発（地域に不足する生活支援・介護予防サービスの創出（既存の活動を地域とつなげることを含む。）、生活支援・介護予防サービスの担い手（ボランティア等を含む。）の養成、**元気な高齢者をはじめとする多世代の地域住民が担い手として活動する場の確保等**）
- b ネットワーク構築（多様な主体を含む関係者間の情報共有、生活支援・介護予防サービス提供主体間の連携の体制づくり等）
- c ニーズと取組のマッチング（地域の支援ニーズと生活支援・介護予防サービス提供主体の活動のマッチング等）

なお、**生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）**は、コーディネート業務を担う者であり、例えば、aに掲げる資源開発においては、**資源開発そのものではなく、高齢者を含む多世代の地域住民、生活支援・介護予防サービスの実施者、地域包括支援センター及び市町村をつなげ、それらの連携・共創を推進する役割を担うものである。したがって、市町村及び地域包括支援センターは、適切に生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）との緊密な連携のもとで、サービス・活動事業としての事業化等を進めること。**

# 函南町における町担当者と生活支援コーディネーターの役割分担

## 【町担当者1人】

- ①介護保険事業計画に基づき、SCと相談し**次年度の予算をつくる。**  
★SCの人件費以外に運転ボランティア養成講座(全国移動サービスネットワーク)委託料等も含める。
- ②年度初めに仕様書に基づき、SCと相談し年間計画を立てる。  
毎月1回町担当者とSCの連絡会開催  
★予算に合わせて、ボランティア養成講座やイベント等、SCと企画。
- ③民間企業等と最初のコンタクト、外部との調整
- ④庁内連携(公共交通担当課・コミュニティ担当課)
- ⑤町と協定締結等町民にPRする。広報掲載。
- ⑥イベント挨拶、イベント会場確保の協力
- ⑦SCの外部への事例発表に参加

## 【第1層生活支援コーディネーター1人】

- ①仕様書に示された業務を遂行する。
- ②実績報告として日誌を作成し、毎月1回の連絡で進捗を町に報告・相談する。
- ③ニーズ調査(聞き取り、訪問)
- ④地域の支えあい勉強会、地域の支えあい協議会やボランティア連絡会等の進行、町担当者にイベントの日程を調整、会場確保の相談
- ⑤関係機関へ訪問し相談
- ⑥事業の役割分担・準備やスケジュールを町担当と確認
- ⑦ボランティア養成研修の参加者募集
- ⑧PRチラシやポスター作成、広報原稿作成・確認
- ⑨SC研修会やイベントに参加し情報入手

出典 函南町役場厚生部福祉課

# 地域支援事業実施要綱 抜粋

## 2 生活支援体制整備事業（法第115条の4第2項第5号）

### (3) 実施内容

#### (イ) 業務の内容

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）は、地域住民や多様な主体との対話やネットワークの構築を行うことを通じ、関係者の間で地域の現状や将来像の共有を図るとともに、地域住民や多様な主体ごとの多様な価値判断を尊重しながら地域での共創を推進するため、次のaからeまでに掲げるコーディネート業務を実施する。

この際、**第1層**に配置される者は、**aからdまで**に掲げる業務を中心に実施することとし、**第2層**に配置される者は**aからeまで**に掲げる業務を第1層に配置される者との連携を図りながら実施すること。

**a 高齢者の支援ニーズ・関心事や地域住民を含む多様な主体の活動の状況の情報収集及び可視化**

**b aを踏まえた、地域住民や多様な主体による生活支援・介護予防サービスの企画・立案、実施方法の検討に係る支援（活動の担い手又は支援者たり得る多様な主体との調整を含む。）**

**c 地域住民・多様な主体・市町村の役割（地域住民が主体的に行う内容を含む。）の整理、実施目的の共有のための支援**

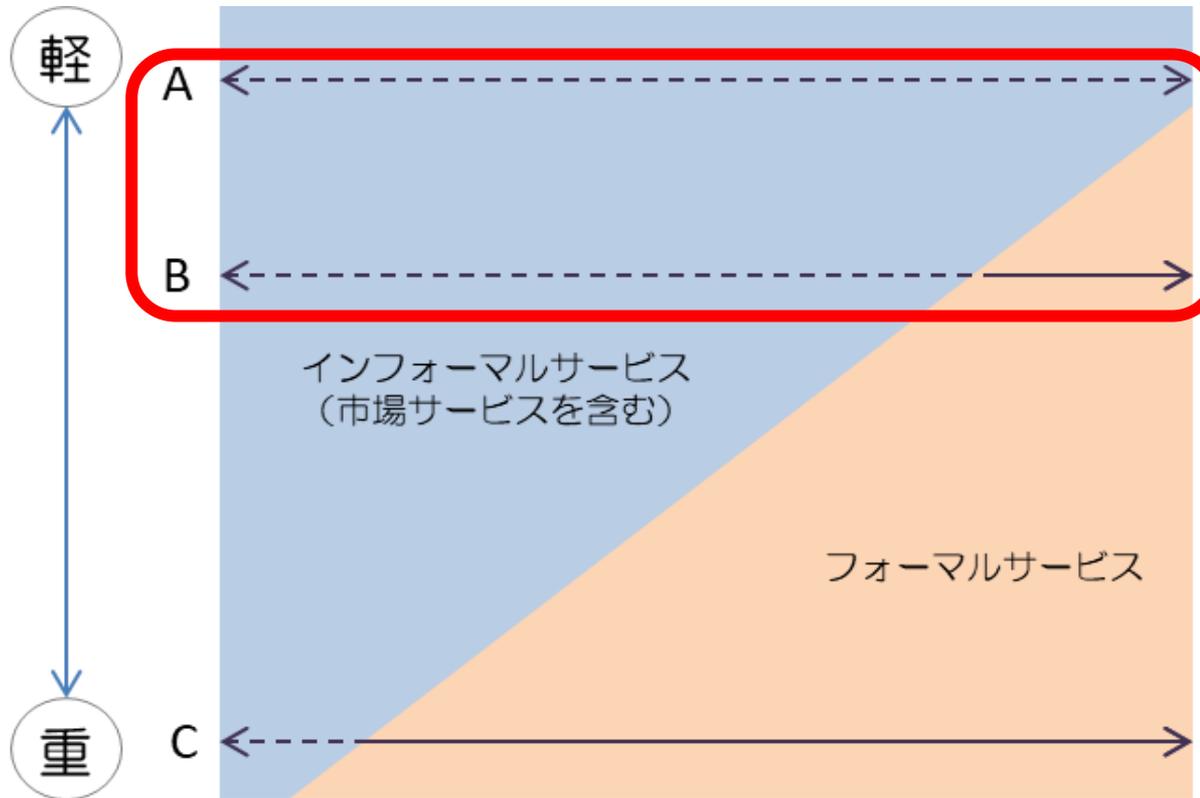
**d 生活支援・介護予防サービスの担い手（ボランティア等を含む。）の養成、組織化、具体的な活動とのマッチング**

**e 支援ニーズと生活支援・介護予防サービスとのマッチング**

eについては、生活支援・介護予防サービスの事業化（サービス・活動事業の事業化を含む。）や立ち上げ・継続のためのコーディネート業務を想定しており、**生活支援・介護予防サービスの実施主体が、当該サービスの実施区域（以下「第3層」という。）において行う個々の高齢者と当該サービスとのマッチングについては、事業の対象外とする。**

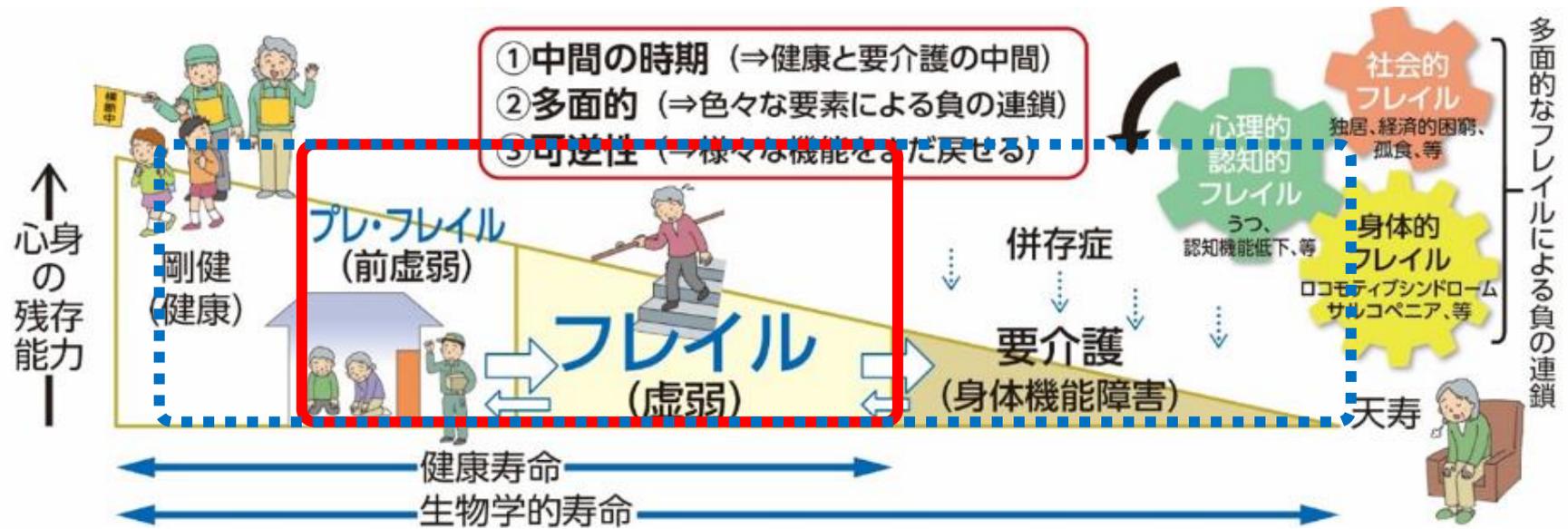
生活支援体制整備事業が対象とする  
「生活支援・介護予防サービス」を必要とする  
高齢者像とサービスのあり方

# フォーマルサービスとインフォーマルサービスの関係



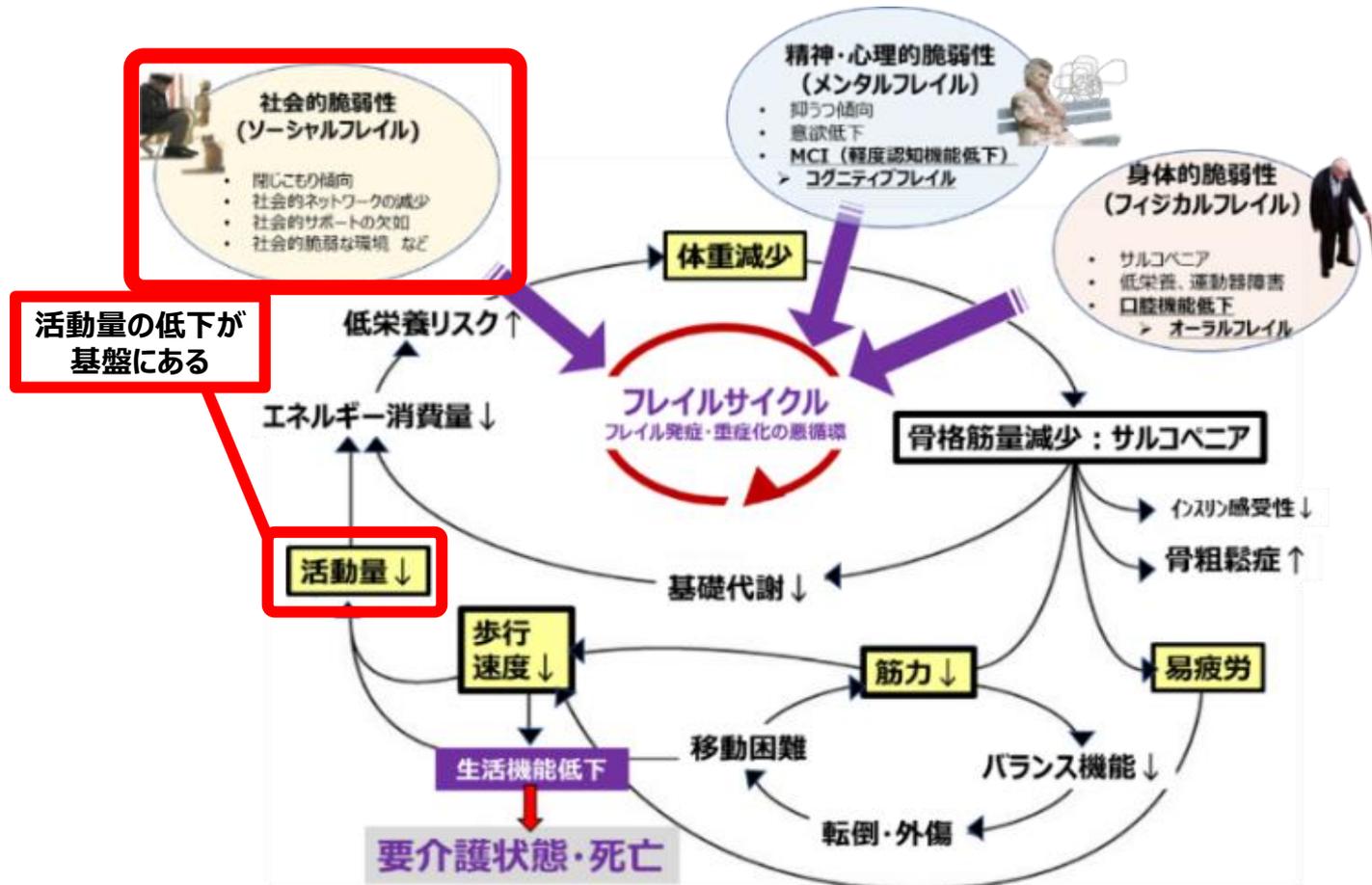
出典：日本社会事業大学専門職大学院客員教授（元・厚生労働事務次官、老健局長）蒲原基道氏 作成資料

# フレイルの特性



出典：飯島勝矢，“各論4トピックス1，高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 フレイル 検診への期待”，長寿科学振興財団，2021.を一部改変

# フレイル発症・重症化の悪循環（フレイルサイクル）

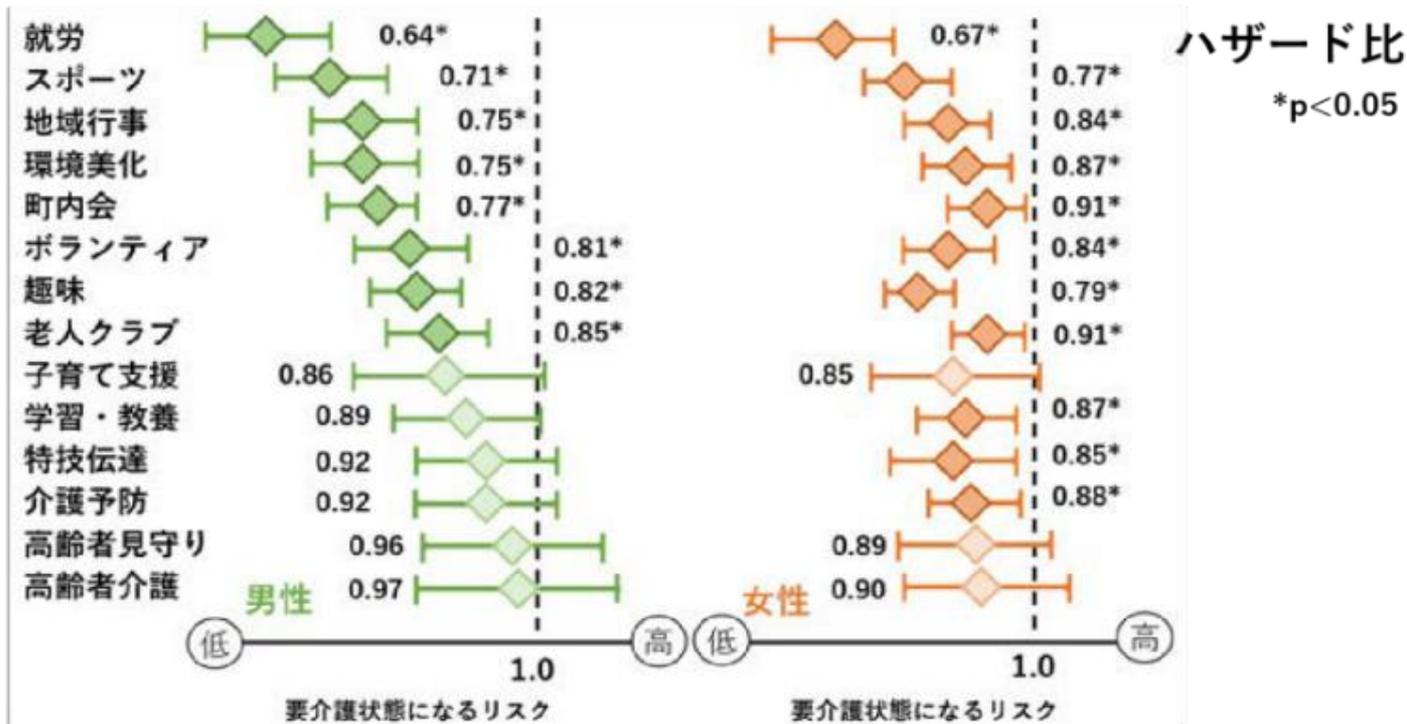


2019年 Medical Science Digest「フレイル・サルコペニアの危険因子とその階層構造」 田中友規、飯島勝矢

# 参加している組織の種類と要介護認定リスク

**対象**

JAGES2013回答者を約3年追跡：高齢者90,889名  
 男性42,659名（平均年齢73.5±6.0歳），女性48,230名（平均年齢73.8±6.1歳）



各組織への不参加を基準(1.0)とし、要介護リスク(%)を数値化

東馬場要, 井手一茂, 渡邊良太, 飯塚玄明, 近藤克則. 高齢者の社会参加の種類・数と要介護認定発生の関連 - JAGES2013-2016 縦断研究. 総合リハビリテーション 49(9). 897-904, 2021

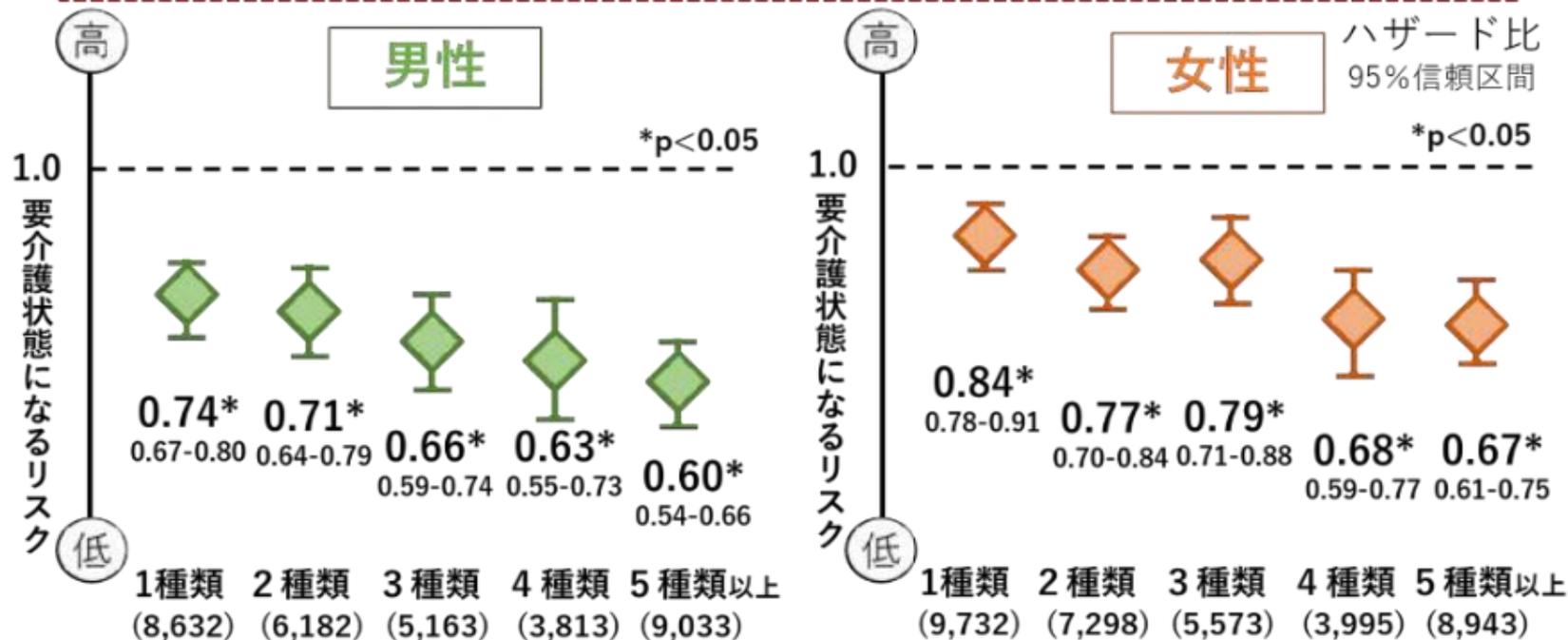
住民主体の「通いの場」だけでは足りない

# 参加している地域組織の数が多いほど要介護認定リスクが少ない

**対象**

JAGES2013回答者を約3年追跡：高齢者90,889名

男性42,659名（平均年齢73.5±6.0歳），女性48,230名（平均年齢73.8±6.1歳）

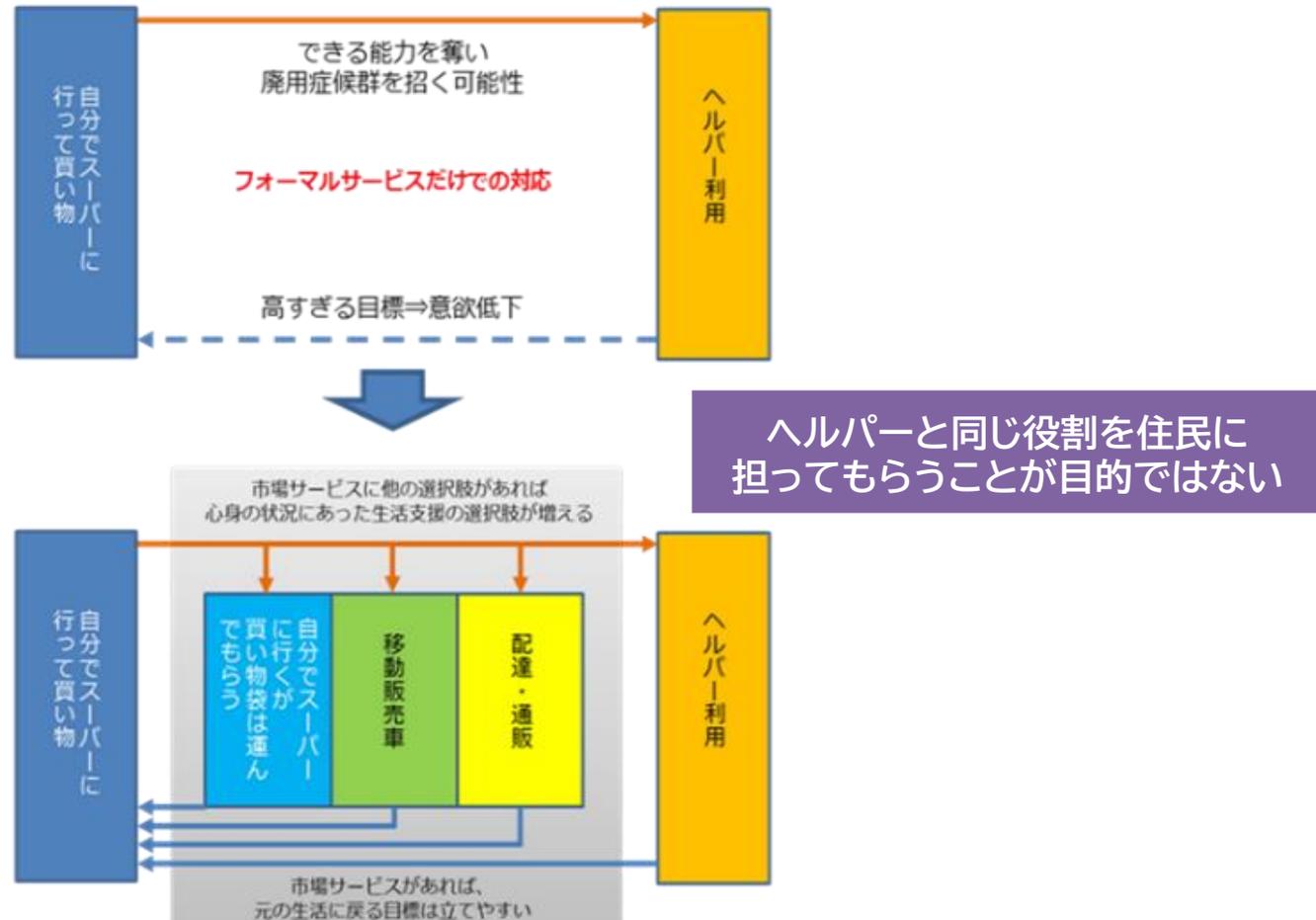


参加種類数が0の者を基準(1.0)とし、要介護リスク(%)を数値化

年齢、等価所得、教育歴、婚姻状況、健康状態、喫煙、飲酒、うつ、IADL、可住地人口密度を調整済み

東馬場要, 井手一茂, 渡邊良太, 飯塚玄明, 近藤克則. 高齢者の社会参加の種類・数と要介護認定発生の関連 - JAGES2013-2016 縦断研究. 総合リハビリテーション 49(9). 897-904, 2021

# 生活支援・介護予防と市場サービス等の役割



出典：令和2年度老人保健健康増進等事業「自治体と民間企業の協働による都市部における地域づくりの展開に向けた調査研究事業」国際長寿センター

# 生活支援体制整備事業の現状

# 生活支援体制整備事業 生活支援コーディネーターの配置・協議体の設置状況（令和2年度）

- 生活支援コーディネーターは、第1層では97.3%、第2層では72.6%の市町村で配置されている。  
また第1層では27.6%、第2層では49.9%の市町村が2人以上の生活支援コーディネーターを配置している。
- 協議体は、第1層では93.4%、第2層では64.7%の市町村で設置されている。

## 生活支援コーディネーターの配置

n=1,741（単数回答）



	市町村数	割合
配置あり	1,694	97.3%
（うち2人以上配置）	(481)	(27.6%)
配置なし	43	2.5%
無回答	4	0.2%

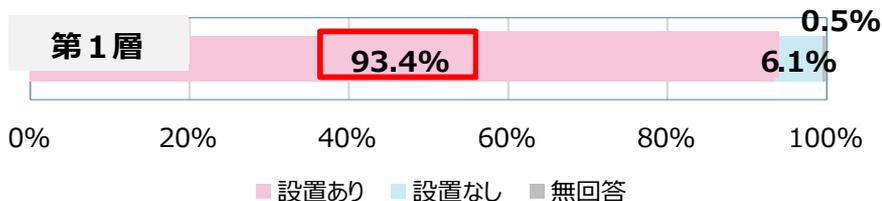
n=1,741（単数回答）  
※ 第1層と第2層が同一である自治体も含む。  
※ 配置人数は、市町村における配置人数の総数を指す。



	市町村数	割合
配置あり	1,264	72.6%
（うち2人以上配置）	(869)	(49.9%)
配置なし	388	22.3%
無回答	89	5.1%

## 協議体の設置

n=1,741（単数回答）



	市町村数	割合
設置あり	1,626	93.4%
（うち2以上設置）	(42)	(2.4%)
設置なし	106	6.1%
無回答	9	0.5%

n=1,741（単数回答）  
※ 第1層と第2層が同一である自治体も含む。  
※ 設置数は、市町村における設置数の総数を指す。



	市町村数	割合
設置あり	1,126	64.7%
（うち2以上設置）	(692)	(39.7%)
設置なし	517	29.7%
無回答	98	5.6%

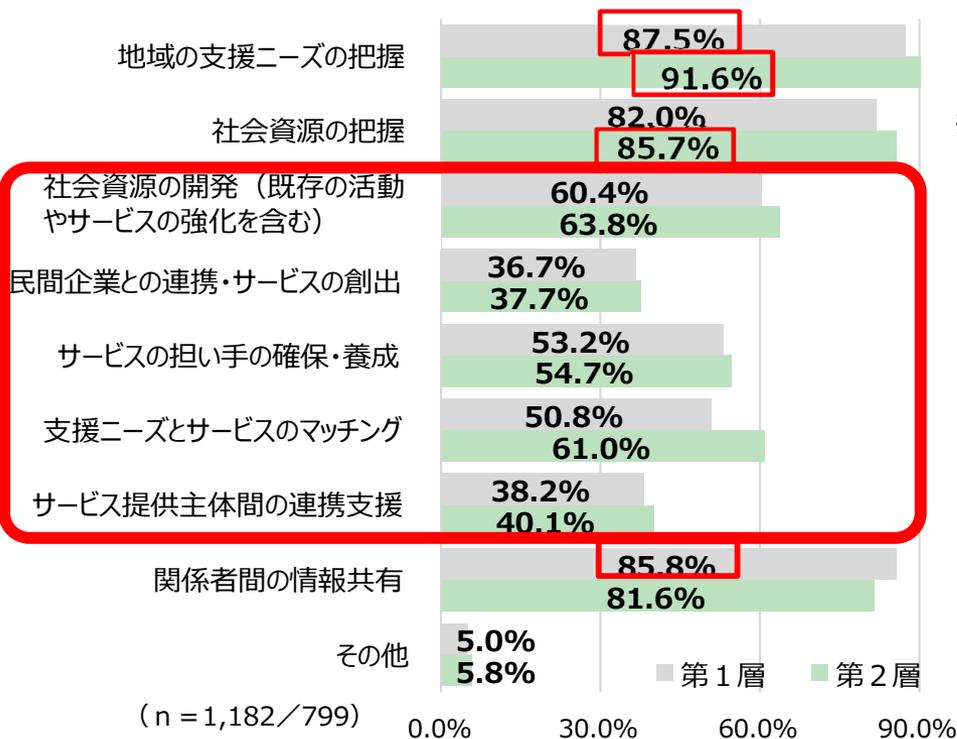
※ 「介護予防・日常生活支援総合事業等（地域支援事業）の実施状況（令和2年度実施分）に関する調査」（厚生労働省老健局老人保健課）より作成

# 生活支援体制整備事業 生活支援コーディネーターや協議体の活動／実績報告

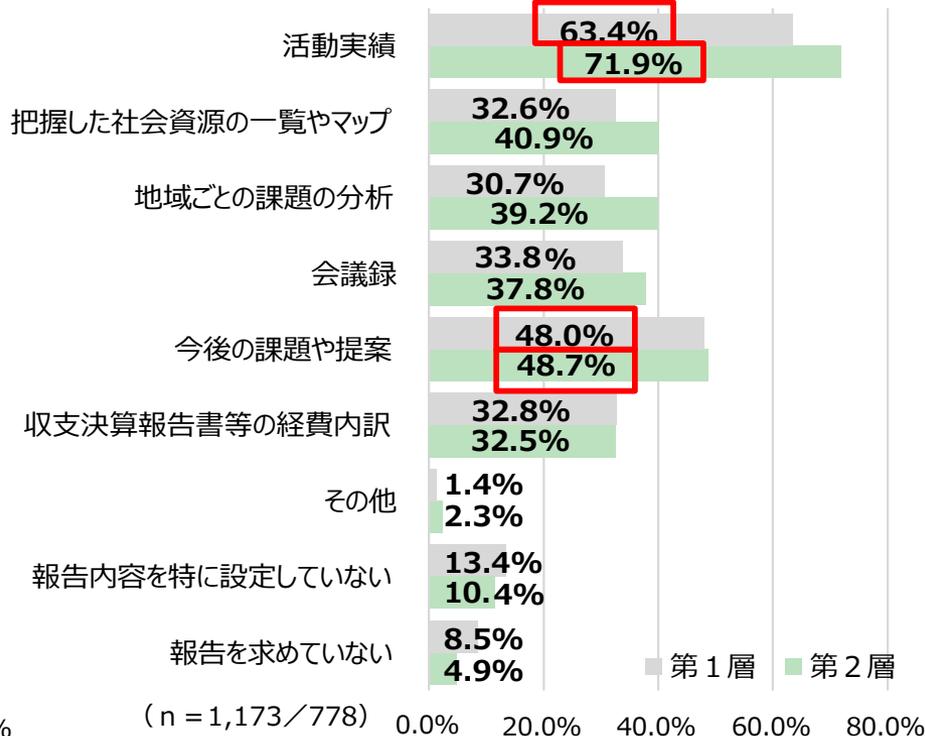
## (令和4年度調査中間集計)

- 生活支援コーディネーターや協議体が行っている活動をみると、第1層・第2層ともに「地域の支援ニーズの把握」が最も多く（87.5%、91.6%）、次いで第1層では「関係者間の情報共有」が、第2層では「社会資源の把握」が多かった（85.8%、85.7%）。
- また、生活支援コーディネーターを配置するにあたり、実績としてどのような内容の報告を求めているかをみると、第1層・第2層ともに「活動実績」が最も多く（63.4%、71.9%）、次いで「今後の課題や提案」が多かった（48.0%、48.7%）。

### 生活支援コーディネーターや協議体が行っている活動



### 生活支援コーディネーターの実績報告



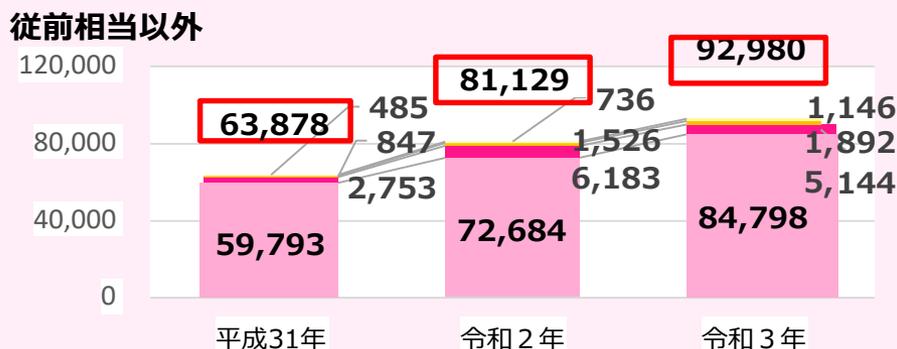
# 多様なサービスの整備状況

# 介護予防・日常生活支援総合事業 利用実人数

○介護予防・日常生活支援総合事業のうち介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービス・通所型サービスの利用実人数の推移をみると、いずれも従前相当サービス以外のサービスの利用者数は増加している。

## 訪問型サービス

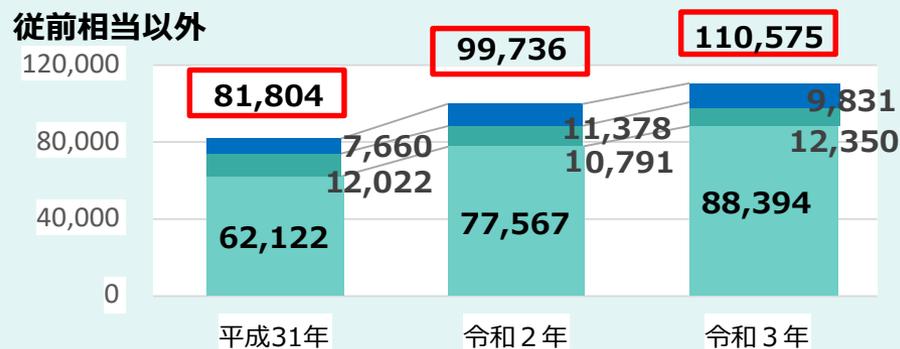
単位：人



	平成31年	令和2年	令和3年
サービスA	59,793	72,684	84,798
サービスB	2,753	6,183	5,144
サービスC	847	1,526	1,892
サービスD	485	736	1,146
従前相当	361,300	349,300	341,800

## 通所型サービス

単位：人



	平成31年	令和2年	令和3年
サービスA	62,122	77,567	88,394
サービスB	12,022	10,791	12,350
サービスC	7,660	11,378	9,831
従前相当	566,100	534,100	536,400

※ 従前相当サービス利用者数：介護給付費等実態統計（各年4月審査分）

※ サービスA・B・C・利用者数：以下調査より引用（いずれも調査時点は各年3月、調査回答自治体の利用者数のみを積み上げたもの。）

・令和元年度老人保健健康増進等事業「介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備事業の実施状況に関する調査研究事業」（株式会社エヌ・ティ・ティデータ経営研究所）（令和2年3月）

・「介護予防・日常生活支援総合事業等（地域支援事業）の実施状況（令和元年度実施分）に関する調査」（厚生労働省老健局老人保健課）（令和3年3月）

※ 参考値 平成29年度訪問型サービス従前相当以外は49,729人、従前相当は376,000人／通所型サービスの従前相当以外は77,335人、従前相当は562,300人

（いずれも平成31年以降とは調査時点が異なり、各年6月の数値であることから、グラフには表示していない。）

# 介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービスAの基準 (令和4年度調査中間集計)

- 介護予防・日常生活支援総合事業について、訪問型サービスA（指定事業者による実施・委託による実施）の基準の定め方をみると、訪問型従前相当サービスと比較して、指定事業者による実施・委託による実施ともに「従事者の資格要件として独自の研修受講等を認める」を行った市町村が最も多く（64.3%、72.2%）、次いで「従事者の配置人数の下限を低く設定する」を行った市町村が多かった（55.8%、48.5%）。

## 訪問型サービスAの基準緩和の内容

訪問型サービス従事者の配置人数の下限を低く設定する

訪問型サービス従事者の資格要件として独自の研修受講者等を認める

サービス提供責任者の配置人数の下限を低く設定する  
(50人に1人等)

常勤ではないサービス提供責任者を認める

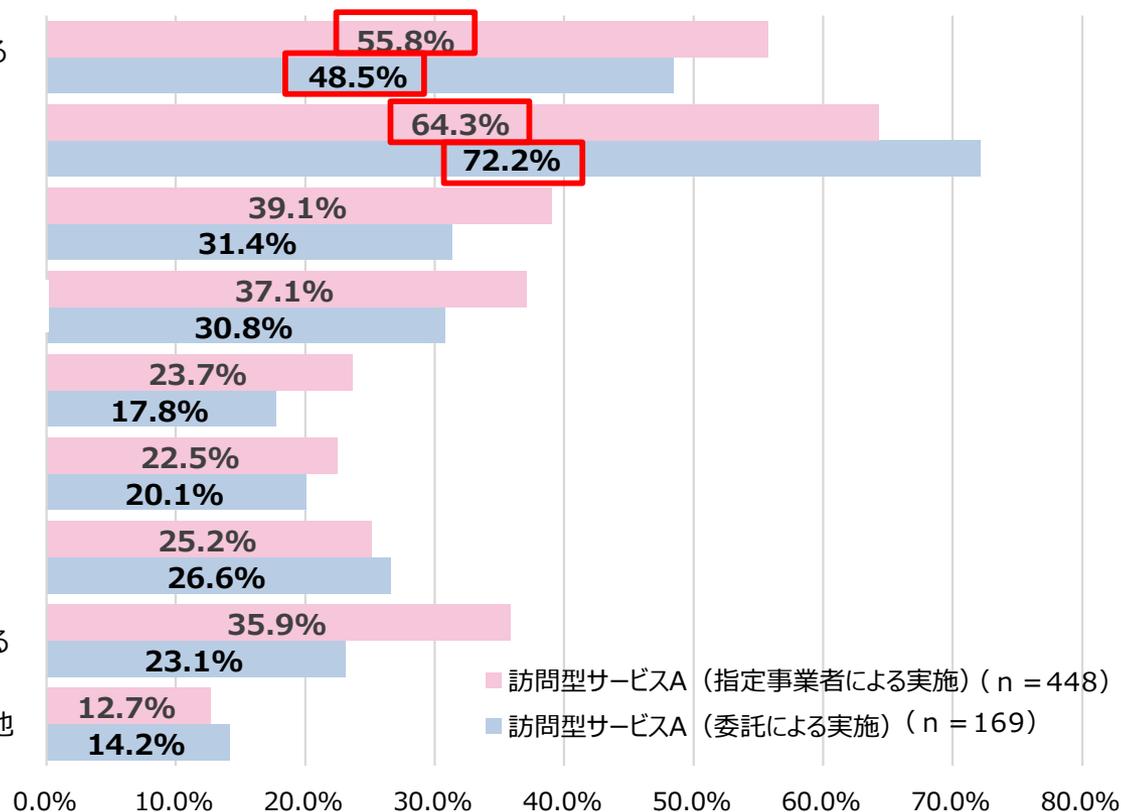
サービス提供責任者の定期巡回・随時対応型訪問介護看護や夜間対応型訪問介護以外への兼務を認める

サービス提供責任者の同一敷地外の事業所への兼務を認める

サービス提供責任者の資格要件として独自の研修受講者等を認める

常勤でない管理者を認める

その他

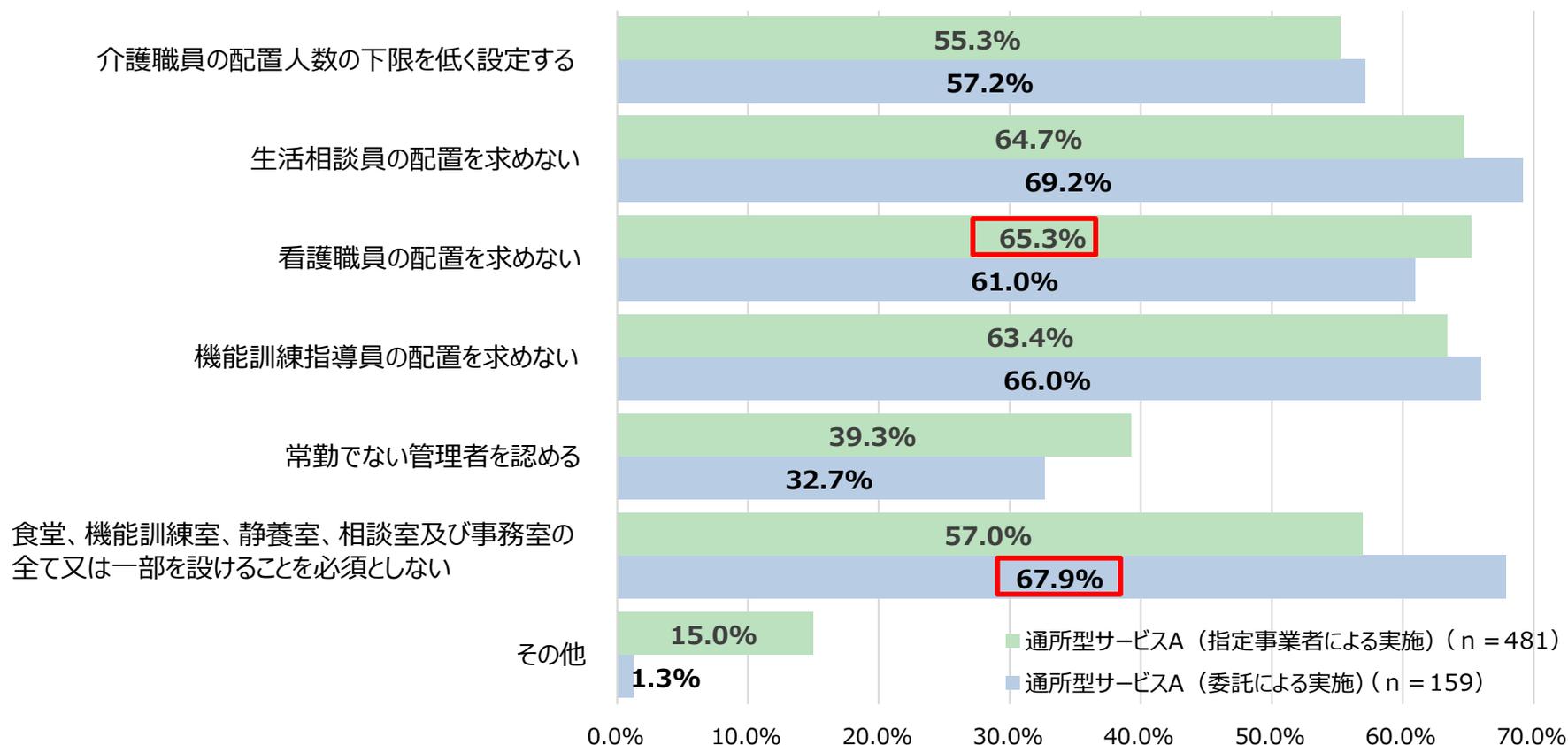


※ 令和4年度老人保健健康増進等事業「介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備の実施状況に関する調査研究事業」(株式会社エヌ・ティ・ティデータ経営研究所)より作成(令和4年10月17日中間集計)  
 ※ 全市町村(1,741市町村)に対する調査。上記は、管内に訪問型サービスA事業所がある市町村に対し、基準緩和の例としてあてはまるものをすべて回答させることにより得たもの。

# 介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービスAの基準 (令和4年度調査中間集計)

- 介護予防・日常生活支援総合事業について、通所型サービスA（指定事業者による実施・委託による実施）の基準の定め方をみると、通所型従前相当サービスと比較して、指定事業者による実施については「看護職員の配置を求めない」を行った市町村が最も多く（65.3%）、委託による実施については「食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室の全て又は一部を設けることを必須としない」を行った市町村が多かった（67.9%）。

## 通所型サービスAの基準緩和の内容



※ 令和4年度老人保健健康増進等事業「介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備の実施状況に関する調査研究事業」(株式会社エヌ・ティ・ティデータ経営研究所)より作成（令和4年10月17日中間集計）  
 ※ 全市町村（1,741市町村）に対する調査。上記は、管内に通所型サービスA事業所がある市町村に対し、基準緩和の例としてあてはまるものをすべて回答させることにより得たもの。

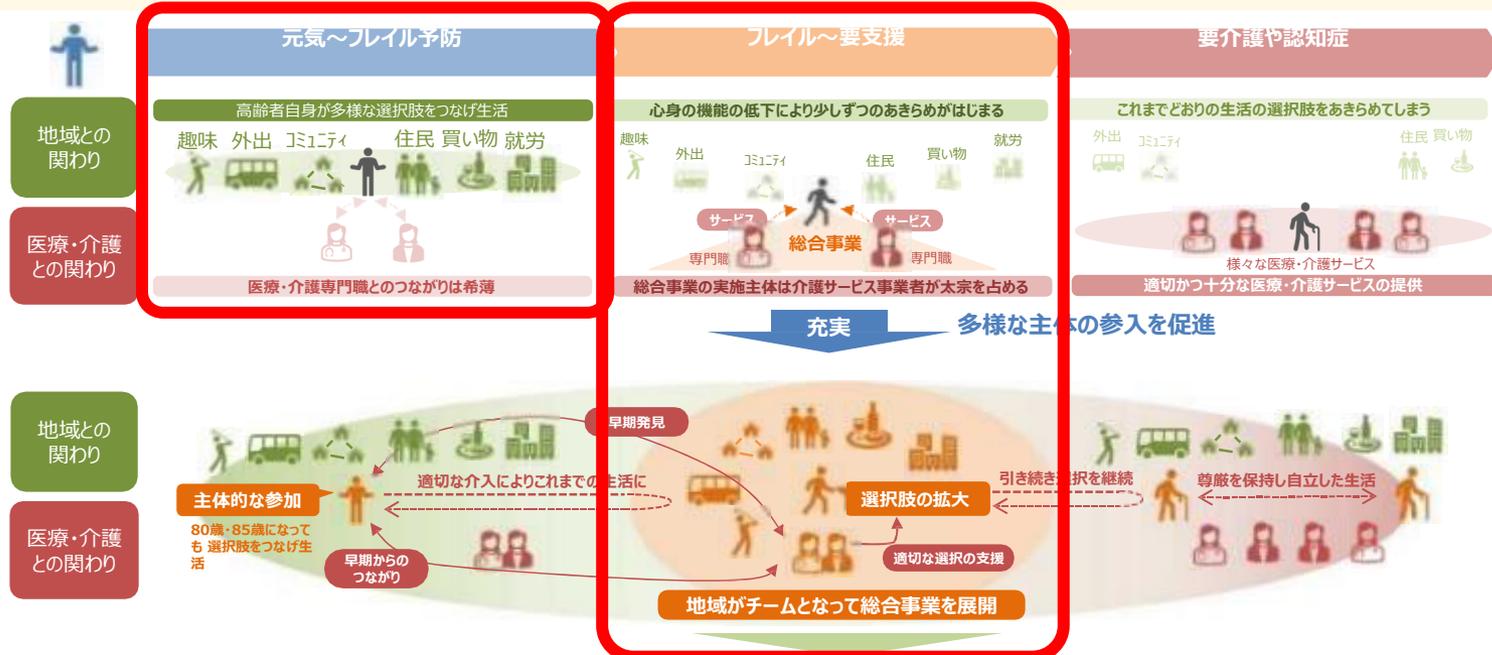
## 地域支援事業実施要綱・総合事業ガイドラインの改正

# 高齢者や多様な主体の参画を通じた地域共生社会の実現・地域の活性化

○高齢者の地域での生活は、医療・介護専門職との関わりのみならず、地域の住民や産業との関わりの中で成立するもの。また、高齢者自身も多様な主体の一員となり、地域社会は形作られている。

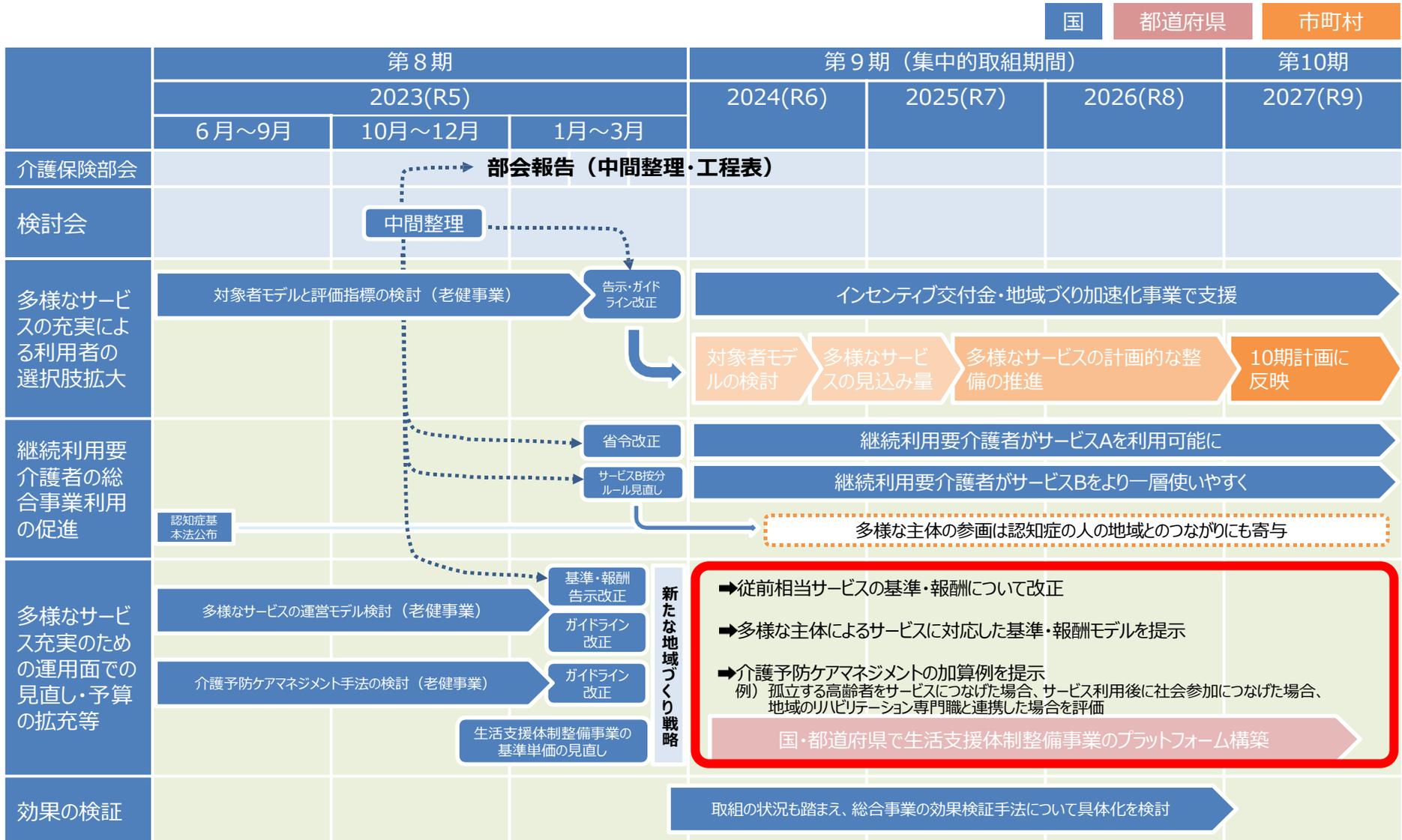
○総合事業の充実とは、こうした地域のつながりの中で、地域住民の主体的な活動や地域の多様な主体の参入を促進し、医療・介護の専門職がそこに関わり合いながら、**高齢者自身が適切に活動を選択できる**ようにするものである。

○総合事業の充実を通じ、高齢者が元気なうちから地域社会や医療・介護専門職とつながり、そのつながりのもとで社会活動を続け、介護が必要となっても必要な支援を受けながら、住民一人ひとりが自分らしく暮らし続けられる「地域共生社会」の実現を目指していく。



地域の人と資源がつながり地域共生社会の実現や地域の活性化

# 総合事業の充実に向けた工程表



# 多様なサービス・活動の例

(ガイドライン改正)

○実施要綱の改正内容について具体的なイメージができるよう、事業例について、「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」（平成27年6月5日老発0605第5号厚生労働省老健局長通知）の一部を改正。

## 従前相当サービス

- 専門職による専門的な支援ニーズに総合的に応えるサービス
- 想定される対象者は、進行性疾患や病態が安定しない者など
- サービスの内容は総合的なものであるほか一定の制約あり

選択



支援

## 多様なサービス・活動

- 地域住民を含む地域の多様な主体により展開されるサービスや活動
- 想定される対象者は、地域とのつながりの中で生活する要支援者等
- サービスの内容は高齢者の視点に立って検討される

### 【高齢者の選択肢の拡大の視点にたった多様なサービス・活動A・B(D)のイメージ】

#### 訪問型の多様なサービス・活動のイメージ

- 地域住民が担い手となって活動することができる活動
  - 介護予防のための地域住民等による見守りの援助の実施
    - ➔ 多世代の地域住民が高齢者に対する生活支援や介護予防のための見守りの援助等を実施する（多様なサービス・活動の利用者が、自身ができる範囲で活動することも想定される）
    - ➔ （有償・無償）ボランティア活動による場合は、サービス・活動B、雇用（ボランティアとの選択も可）による場合など、地域の多様な主体への委託による活動として実施する場合は、訪問型サービス・活動Aとなる
  - 高齢者の生活支援のための掃除、買い物等の一部の支援を行う活動 など
    - ➔ 地域の訪問型サービスの利用者の支援ニーズを把握した結果、例えば、掃除がその大宗を占める場合、掃除に特化したサービス・活動を提供
    - ➔ 地域の清掃業者に委託等を行う場合、サービス・活動Aとなる
  - 通院・買い物等の移動支援や移送前後の生活支援
    - ➔ 地域住民の互助活動としての移動支援と付き添いであり、行き先は、介護予防・社会参加の推進の観点から、市町村と地域住民とが協議のもと定める
    - ➔ 原則としてサービス・活動B・Dでの実施を想定しているが、中間支援組織等への委託を行う場合はサービス・活動Aの一部として実施することも可能
- ※ 買い物支援については、通所型サービスを実施する場所あてに共同で配送を依頼することや、移動販売を訪問型サービス・活動Aとして実施することなども想定される

#### 通所型の多様なサービス・活動のイメージ

- 地域住民が担い手となって活動することができる活動
  - ➔ 多世代の地域住民が高齢者や例えば子どもなどの見守りを行う場、高齢者が自身のスキルを活かし、他の高齢者の支援を行う場、例えば農業などの地域産業と運動し、食品の加工や農作業などを行う場（多様なサービス・活動の利用者が、自身ができる範囲で活動することも想定される）
  - ➔ 訪問型サービスと同様
- セルフケアの推進のため一定の期間を定めて行う運動習慣づけのための活動
  - ➔ 外出機会の低下等がみられる者、サービス・活動Cの利用終了直後の者などに対する運動習慣づけのための活動
  - ➔ 民間の運動・健康づくり施設への委託等（期間を定めて支援し、終了後は自主的な活動（セルフケア）に移行すること）を想定
- 高齢者の社会参加のための生涯学習等を含み多様な活動
  - ➔ 高齢者が興味・関心があり、今後の外出機会の向上や社会参加に資する活動と連動するような、ITリテラシーの向上やスキルアップのための学習活動やサークル活動等への参加を支援
  - ➔ 当該活動を実施する多様な主体への委託等が想定（利用者の自己負担等に関わりのない活動経費の一部を定額で支援する手法が適切）
- 住民や地域の多様な主体相互の協力で行う入浴・食事等の支援
  - ➔ 多世代の地域住民が集まる場で、高齢者同士が入浴時の見守りや食事等の支援（配膳等）を行う活動
  - ➔ 入浴施設、公民館、図書館など地域の多様な空間を活用することを想定

# 多様なサービス・活動の分類（交付金の取扱いによるもの）

○国が示す総合事業の類型について、あくまでも制度に基づく実施手法等による分類であること、**多様なサービス・活動は、高齢者の目線に立ち、選択肢の拡充を図るものであることを明確化。**

- 高齢者が担い手となって活動（就労的活動を含む。）できるサービス、高齢者の日常生活支援を行うサービスなど、高齢者の目線に立ったサービスのコンセプトを軸とする多様な事業のあり方の例示
  - 予防給付時代の制度的分類にとられない、訪問と通所、一般介護予防事業、高齢者の保健事業や保険外サービスなどを柔軟に組み合わせた新たなサービス・活動モデルの例示
- など、高齢者がその選択と参加の際にわかりやすく、また、市町村がこれまで国が示してきたサービス類型に縛られず総合事業を弾力的に展開できるような事業のあり方を検討することが必要である。

	従前相当サービス		多様なサービス・活動			その他	
			サービス・活動A (多様な主体によるサービス・活動)		サービス・活動B、 サービス・活動D（訪問型のみ） (住民主体によるサービス・活動)		サービス・活動C (短期集中予防サービス)
			指定	委託			
実施手法	指定事業者が行うもの（第1号事業支給費の支給）		委託費の支払い		活動団体等に対する補助・助成	委託費の支払い	
想定される実施主体	● 介護サービス事業者等 (訪問介護・通所介護等事業者)		● 介護サービス事業者等以外の多様な主体 (介護サービス事業者等)		● ボランティア活動など地域住民の主体的な活動を行う団体 ● 当該活動を支援する団体	● 保健医療に関する専門的な知識を有する者が置かれる団体・機関等	
基準	国が定める基準※1を例にしたもの		サービス・活動の内容に応じて市町村が定めるもの				
費用	国が定める額※2（単位数）		サービス・活動の内容に応じて市町村が定める額				
	額の変更のみ可		加算設定も可				
対象者	● 要支援者・事業対象者		● 要支援者・事業対象者 ● 継続利用要介護者		● 要支援者・事業対象者 ● 継続利用要介護者 ※ 対象者以外の地域住民が参加することも想定	● 要支援者・事業対象者のうち、目標達成のための計画的な支援を短期集中的に行うことにより、介護予防・自立支援の効果が增大すると認められる者	
サービス内容（訪問型）	旧介護予防訪問介護と同様* * 身体介護・生活援助に該当する内容を総合的かつ偏りなく老計10号の範囲内で実施することが求められる		● 高齢者が担い手となって活動（就労的活動を含む。）することができる活動 ● 介護予防のための地域住民等による見守りの援助の実施 ● 高齢者の生活支援のための掃除、買い物等の一部の支援*を行う活動 など * 市町村の判断により老計10号の範囲を越えてサービス・活動を行うことも可能 ● 通院・買い物等の移動支援や移送前後の生活支援（原則としてB・Dでの実施を想定）		ガイドライン改正	● 対象者に対し、3月以上6月以下の期間を定めて保健医療に関する専門的な知識を有する者により提供される短期集中的なサービス	
サービス内容（通所型）	旧介護予防通所介護と同様* * 運動器機能向上サービス、入浴支援、食事支援、送迎等を総合的に行うことが求められる		● 高齢者が担い手となって活動（就労的活動を含む。）することができる活動 ● セルフケアの推進のため一定の期間を定めて行う運動習慣をつけるための活動 ● 高齢者の社会参加のための生涯学習等を含む多様な活動を支援するもの ● 住民や地域の多様な主体相互の協力で行う入浴、食事等を支援する活動 など ● 送迎の実施				
支援の提供者	国が定める基準による		市町村が定める基準による				
	訪問型:訪問介護員等 サービス提供者 通所型:生活相談員、看護職員 介護職員、機能訓練指導員		● 地域の多様な主体の従事者 ● 高齢者を含む多世代の地域住民 ● (有償・無償のボランティア)		● 有償・無償のボランティア ● マッチングなどの利用調整を行う者	● 保健医療専門職	

実施要綱改正後

これらによらないもの（委託と補助の組み合わせなど）

# 住民主体のサービス・活動の推進

(サービス・活動 A・B(D)における総合事業対象者以外の参加者に係る委託費・補助等の取扱い)

○サービス・活動 A を委託により実施する場合の委託費や、サービス・活動 B(D)の補助等の対象経費について、総合事業の対象者以外の地域住民が参加する場合のルールについて、地域の多様な主体の参画を推進する観点から見直し。

住民主体サービスについて、全利用者の半数以上が要支援者・事業対象者・継続利用要介護者である場合、地域共生社会の推進の観点から事業費を按分せず全額を地域支援事業交付金の交付対象とする取扱いとしている。他方、利用人数の記録・交付金の申請額の計算等に住民コストが発生することを踏まえ、住民活動を地域で幅広く展開していく観点から、更なる方策を検討することが必要である

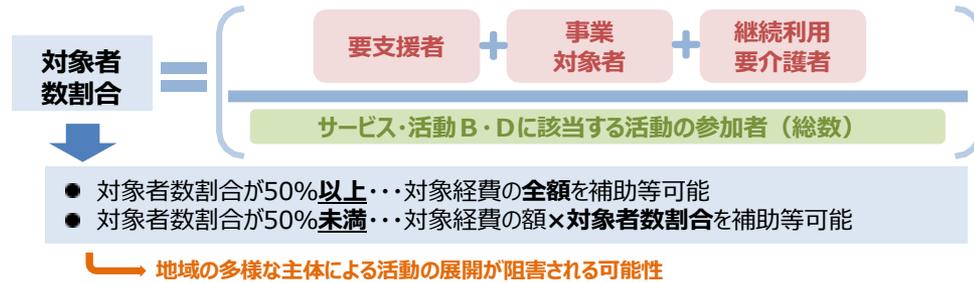
## 補助対象経費

活動に係る「**間接経費**」の範囲内で市町村の裁量により定める

例)

- 活動の立上げ支援に要する費用
  - 活動場所の借上げに要する費用
  - 光熱水費
  - 利用者の利用調整等を行う者に対する人件費 \*
  - 支援者のボランティア活動に対する奨励金 (謝礼金)
- \* 支援者の人件費は対象とならないが、人件費を補助等している利用調整等を行う者が利用者に対し支援することは妨げない。

## 総合事業対象者以外の参加者がいる場合のルール



令和6年度以降、地域住民を含む多様な主体による活動の促進を図る観点から、以下の取扱いによる。\*

活動に係る「**間接経費**」の範囲内で市町村の裁量により定める

例)

- 活動の立上げ支援に要する費用
  - 活動場所の借上げに要する費用
  - 光熱水費
  - 利用者の利用調整等を行う者に対する人件費 \*
  - **支援者のボランティア活動に対する奨励金 (謝礼金)**
- \* 支援者の人件費は対象とならないが、人件費を補助等している利用調整等を行う者が利用者に対し支援することは妨げない。
- ※ **市町村の判断により、改正前の方法により補助を行うことも可能**

市町村が、総合事業の対象者以外の参加者に対する活動を**事業の目的を達成するための附随的な活動**と判断する場合は、以下の取扱いによることとする。

- 対象者数割合によらず、**対象経費の一部を (定額) 補助等**すること
- 対象者に対する活動に支障がないと市町村が認める場合、(給付の場合の兼務と同様) **対象者以外の者に対する活動全体に対して補助等**すること



⇒対象者の数によらずボランティア活動全体に対する奨励金を補助することが可能

サービス・活動 A の委託費についても、同様の考え方によることができる。

※この場合、「ボランティア活動に対する奨励金」については、委託業務に従事する職員の人件費等を含めることとし、対象経費については、その他の直接経費を含むことができる。

\*この取扱いによる場合も、対象者のみの事業を実施する場合と同様に、市町村は、総合事業の対象者の数について、適宜適切に把握 (団体等の負担に配慮し、把握時期を年度内の適切な時期とすることや、利用実績の有無によらず登録者の数とすること等も可能) すること



# 高齢者の選択肢の拡大に向けた総合事業の事業評価の推進

- 法第115条の45の2において、市町村は、定期的に総合事業の実施状況について、調査・分析・評価を行うとともに、その結果に基づき必要な措置を講ずるよう努めるものとされており、当該調査・分析・評価事務については、一般介護予防事業評価事業として実施することが可能。
- 具体的な評価のあり方については、今後、検討を深めることとしているが、国において実施要綱に示す評価の留意点について、介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理で示された4つの視点を踏まえ、見直しを行う。

総合事業の評価指標の見直しに当たっては、・高齢者一人一人の介護予防・社会参加・自立した日常生活の継続の推進の状況・高齢者の地域生活の選択肢の拡大・地域の産業の活性化（地域づくり）・総合事業と介護サービスを一連のものとして地域の介護サービスを含む必要な支援を継続的かつ計画的に提供するための体制づくりの4つの観点を盛り込むことが必要であると考えられる。

## 評価のための前提となる考え方

### 高齢者の視点

- 高齢者の地域での生活や選択（活動）がどのように変化したか
- 高齢者にかかわる活動に地域の多様な主体がどのように関わっているか

### 人材の視点

- 地域住民などの多様な主体による参画が進み、そこに医療・介護の専門職がゆるやかに関わっているか。

### 財政の視点

- あらかじめ決められた予算（上限額や介護保険事業計画等）の範囲内で実現できているか

### 保険者の視点

## 総合事業の充実に向けた評価指標の例

### 3つのアプローチ

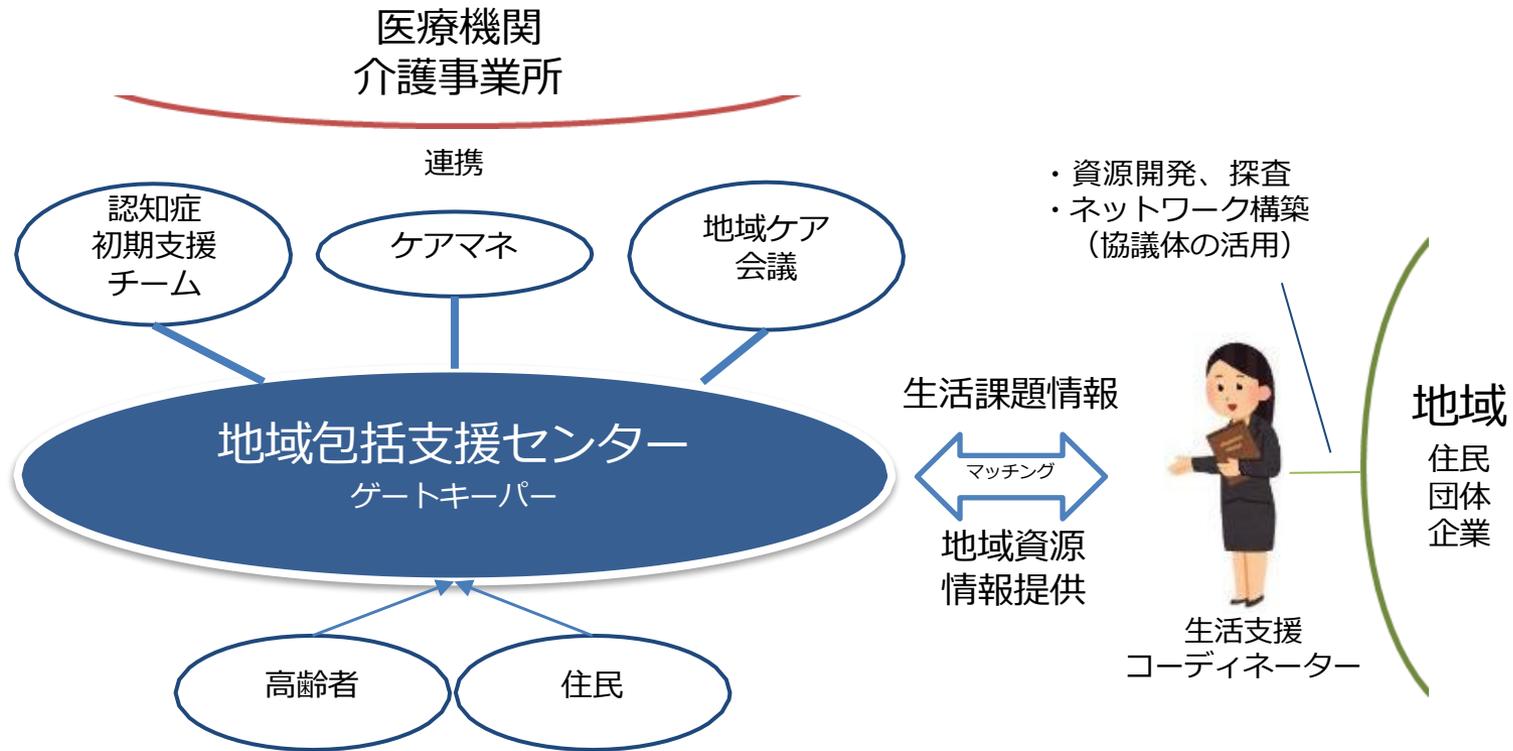
	プロセス	アウトプット	アウトカム
1 高齢者の選択肢の拡大	生活支援コーディネーターや協議体等による取組実績	多様なサービス・活動の種類・数	従前相当サービスが位置づけられたプランの割合
2 ポピュレーション・アプローチ	出前講座・説明会等の開催数 通いの場の箇所数 体力測定会の開催数 広報活動の回数	多様なサービス・活動の参加者数等 出前講座・説明会等に出席した住民の数 通いの場の参加者数	多様なサービス・活動に対する継続参加率 社会参加率 通いの場の75歳以上高齢者の年代別参加率・継続参加率
3 ハイリスク・アプローチ	孤独・孤立等の状態にある高齢者へのアウトリーチ支援の実績等 サービス・活動Cなど専門職による支援を想定するサービス・活動の開催回数・参加者数等	孤独・孤立等の状態にあった高齢者の地域の活動の参加者数 想定 対象者に占める実際の参加者数 参加者の参加前後の生活状況等の変化	孤独・孤立等の状態にあった高齢者の地域の活動の継続参加率 社会参加率 参加者の一定期間後の生活状況等

### 最終アウトカム

- 調整済み軽度認定率
- 初回認定者の平均年齢
- 在宅継続数・率

# 生活支援体制整備事業の成果

# 地域包括ケアシステムを支える生活支援コーディネーターの役割と成果



生活支援コーディネーターの成果は  
「従前相当サービスが位置づけられたプランの割合」?

例えば . . .



## Dさん（男性・70代後半・独居）

---

最近ふらつきが多く、先日自宅内で転倒した際に腰部圧迫骨折を受傷し1か月間入院。その際、介護保険を申請して要支援2を取得。

その後退院したが、別居の家族は再度の転倒骨折を心配し介護サービスを利用する事を進める。

本人も、転倒に対する不安と意欲低下、家族に迷惑をかけたくない思いが強くなっている。

---



## Dさん（男性・70代後半・独居）

---

骨折前までは、自転車に乗って週3回買い物に出かけていたが、事故を起こすと大変になるので、ヘルパーサービスで補う事になる。

趣味で週1回行っていた集会所で開催していた囲碁も移動中に転倒すると危険なので、囲碁が出来るデイサービスを利用する事になる。

映画が好きでバスに乗って駅前の映画館に週1回行っていたが、乗降時のステップに足が引っかかると危ないので、息子がオンデマンドチャンネルを契約してくれた。

---

## サービス導入前後の生活状況（多様な主体による生活支援、社会参加が活用できていない場合）

曜日	日	月	火	水	木	金	土
すごし方	囲碁仲間と井戸端会議 (不定期)	買い物	囲碁教室	買い物	映画館	買い物	



曜日	日	月	火	水	木	金	土
すごし方		ヘルパー	デイサービス		デイサービス	ヘルパー	

### 上記の介護保険サービスを利用した際の負担額

ヘルパー（訪問型A2） 月2,349単位×10円 = 23,490円

デイサービス（通所型A6） 月3,621単位×10円 = 36,210円

月合計 59,700円

年合計 716,400円

（各種加算などは含まず）



ヘルパーサービス

活動量低下  
筋力低下  
認知能力低下  
自己選択制限  
等々

買い物

活動量低下  
筋力低下  
等々

映画



オンデマンド

活動量低下  
筋力低下  
認知能力低下  
判断力低下  
コミュニティの損失  
等々

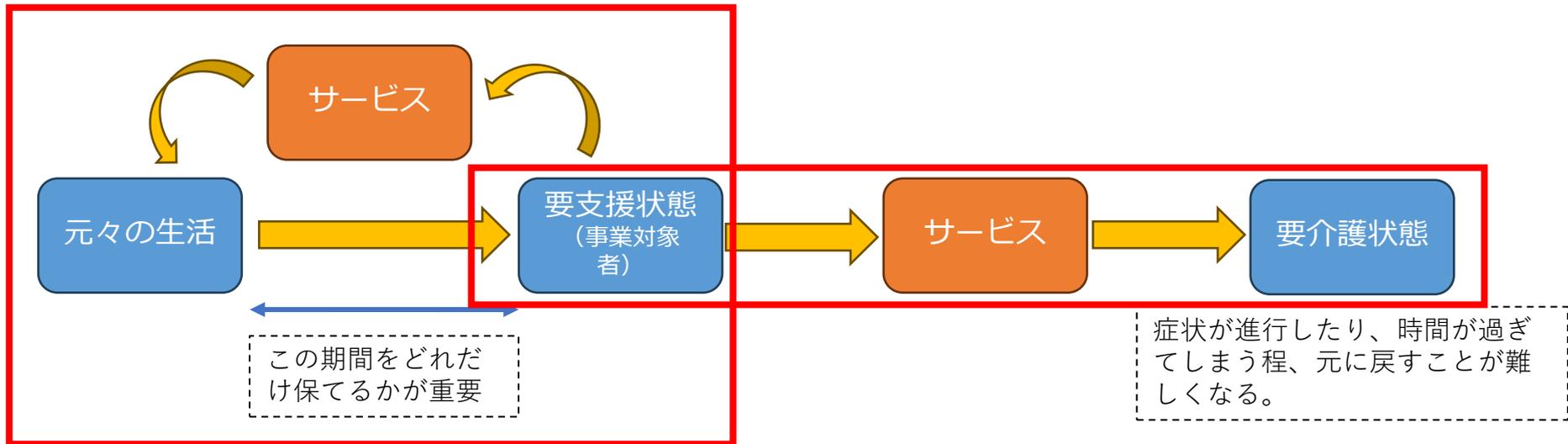
囲碁

囲碁仲間との  
井戸端会議



デイサービス

サービス利用により、一定程度の安全確保やケガの発生を抑える事は出来ませんが、Dさんの生活習慣やコミュニティが大きく変化し、活動量の低下以外にも、意欲低下や認知能力の低下のおそれが発生します。



### 多職種連携によるリエイブルメント

多職種連携によるリエイブルメントにより、フレイルを引き起こしかねないサービスの利用ではなく、元の生活に戻っていくための支援が可能になります。

## サービス導入前後の生活状況(多様な主体による生活支援、社会参加が活用できている場合)

曜日	日	月	火	水	木	金	土
過ごし方	囲碁仲間と井戸端会議(不定期)	買い物	囲碁教室	買い物	映画館	買い物	



曜日	日	月	火	水	木	金	土
過ごし方	囲碁仲間と井戸端会議(不定期)	移動手段を活用した買い物	移動手段を活用した囲碁教室	移動手段を活用した買い物	移動手段を活用した映画館	移動手段を活用した買い物	

上記の介護保険サービスを利用した際の負担額

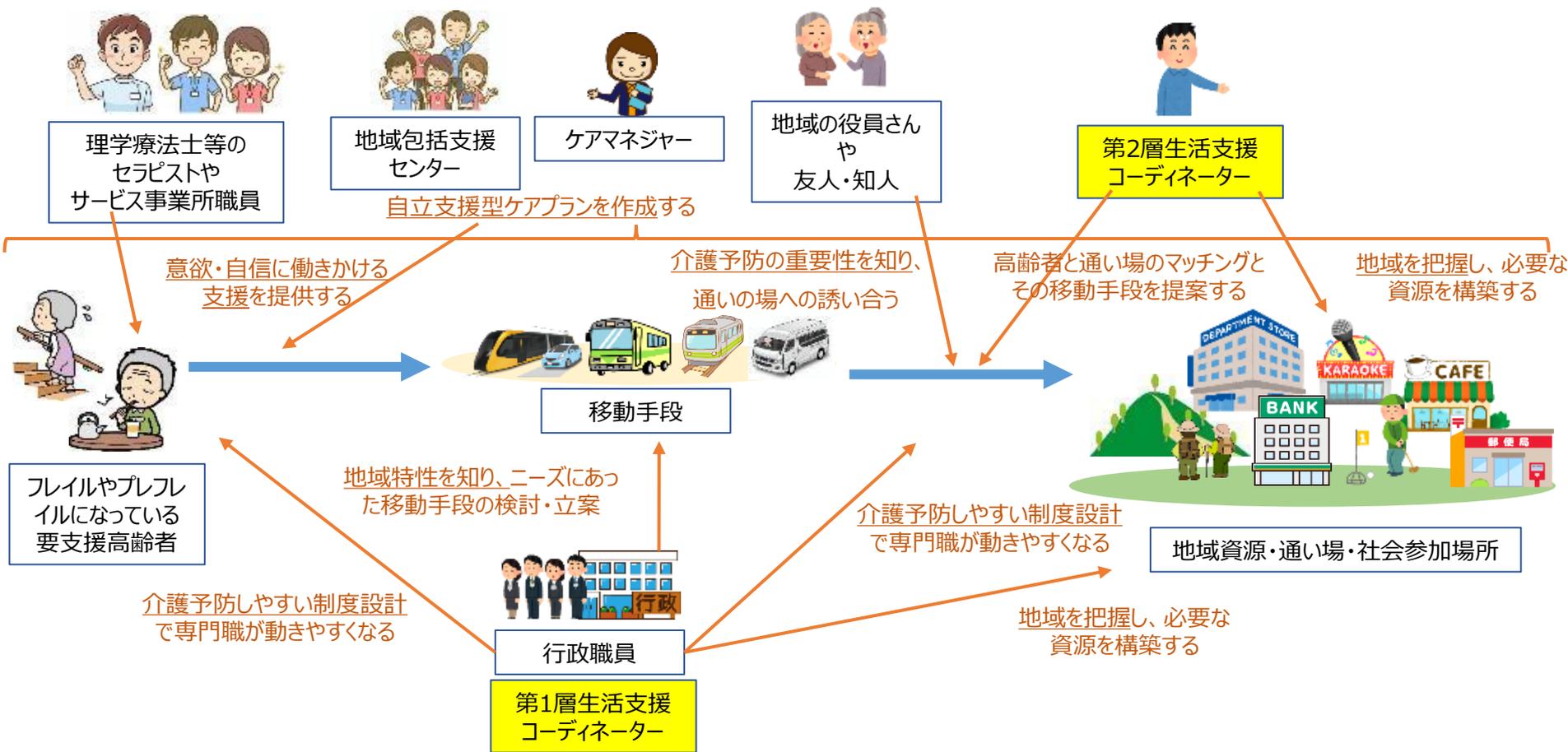
杖の貸与 1か月 ¥1,500

月合計 ¥ 1,500

年合計 ¥ 18,000

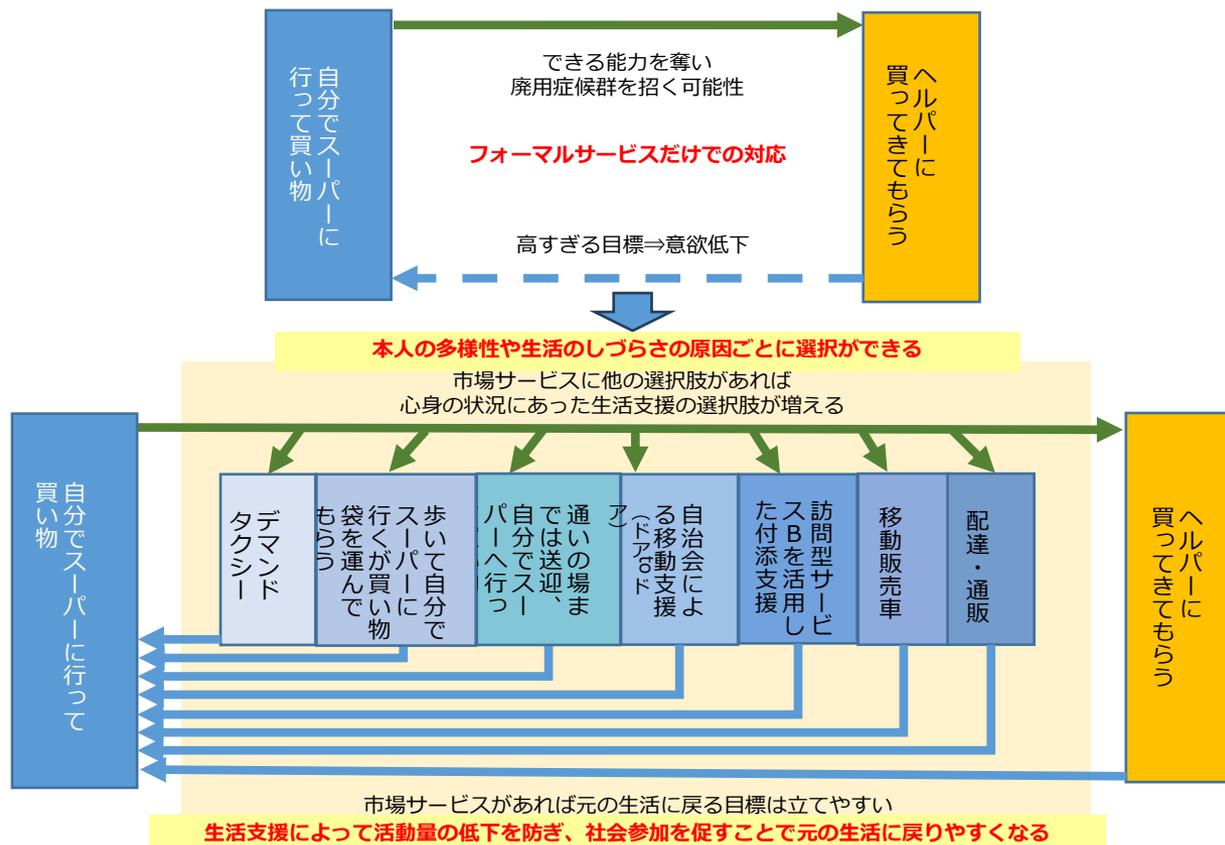
(各種加算などは含まず)

# フレイル・プレフレイルになった要支援高齢者に関わる人々と役割（移動手段を例に）



フレイルやプレフレイルになっている高齢者（介護保険上では事業対象者や要支援者）の方々を以前のような元の生活に戻ってもらうには、多数の専門職や地域の方、多種多様な支援策が必要です。市町村はそれらを包括的に支援できる体制を構築する必要があります。（＝地域包括ケアシステム）

# 生活支援・介護予防と市場サービス等の役割



出典：令和2年度老人保健健康増進等事業「自治体と民間企業の協働による都市部における地域づくりの展開に向けた調査研究事業」国際長寿センター（一部改変）

# コレクティブインパクト



# コレクティブインパクト

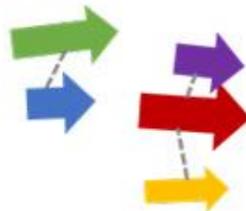


## 個別の活動



各セクターが個別に活動をしているため、目の前の課題の対応に追われ、地域・社会レベルでの抜本的な変革や解決に至らない

## 協働、コラボレーション



いくつかのセクターが連携しているが、コミットメントや価値観の違いの調整が難しく、それぞれの真価を発揮できていない

## コレクティブ・インパクト



構造化された枠組みや共通のビジョンを軸に連携し、それぞれの真価を発揮してシナジーを生み、ダイナミックに変革を推進している

出典：北海道大学高等教育推進機構CoSTEPフェロー西尾直樹氏作成資料 ([https://scienceportal.jst.go.jp/explore/opinion/20210415\\_e01/](https://scienceportal.jst.go.jp/explore/opinion/20210415_e01/))



## コレクティブインパクトを成功させる5つの条件



条件	内容
目指す姿や課題、打ち手の共有	全プレイヤーが、プロジェクトに関する問題意識や解決のためのアプローチ方法を共有している
評価システムの共有	取組を評価するシステム・アウトカムの測定方法について合意し、共有している
相互補完できる環境づくり	全プレイヤーが自身の強みや得意分野を活かし、相互的に補完し合える
継続的なコミュニケーション	プレイヤー同士で継続的でオープンなコミュニケーションが交わされている
活動を支える(背骨)組織	全プレイヤーの活動に目を配り、サポートする専任のスタッフがいる組織がある

出典：Kramer, M. R. and Pfitzer, M. W. [2016] "The Ecosystem of Shared Value", Harvard Business Review, October, pp.1-11.を意訳



# 協議体の目的と役割

(国) 地域支援事業実施要綱 別記3「包括的支援事業（社会保障充実分）」より

## (ア) 目的

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）が行うコーディネート業務を支援し、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による体制整備を推進することを目的とする。

## (イ) 役割

- a **生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の組織的な補完**
- b 地域ニーズ、既存の地域資源の把握、情報の可視化の推進（実態調査の実施や地域資源マップの作成等）
- c **企画、立案、方針策定を行う場**（生活支援・介護予防サービスの担い手養成に係る企画等を含む。）
- d 地域づくりにおける意識の統一を図る場
- e 情報交換の場、働きかけの場等

# 協議体の構成団体

(国) 地域支援事業実施要綱 別記3「包括的支援事業（社会保障充実分）」より

## (工) 構成員

協議体の構成員については、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）のほか、市町村、地域包括支援センター等の行政機関、元気な高齢者をはじめとする多世代の地域住民が担い手として参加する住民主体の活動団体、地域運営組織、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、シルバー人材センター、介護サービス施設・事業所、老人クラブ、家政婦

（夫）紹介所、商工会、民生委員等の地域の多様な主体の関係者で構成されることが想定される。

また、介護保険制度以外の制度における事業（子育て支援等の福祉施策のほか地域振興・活性化等を目的とする事業等を含む。）、民間市場における保険外サービス、地域の支え合い活動等の多様な活動との連携を進めることは、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）のコーディネート業務を補完し、活動の推進や具体化を進める観点から重要であり、配食事業者、移動販売事業者、移動支援団体等、地域の高齢者の生活支援・介護予防に資する活動実績を有する又は参入を予定している民間企業等も参画することが望ましい。

なお、**生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の活動状況に応じ、協議体で取り扱うべき内容や関係者は異なることから、協議体の構成員は固定的である必要はなく、適宜適切な者の参画を促すこと。**

# 函南町の協議体のかたち

## ■生活支援体制整備協議体（名称:地域の支えあい協議会）

(住民)  
自分ごと実  
感・  
当事者が参  
加！

これまでの検討テーマ

- ①地域の見守り支援体制
- ②移動支援
- ③人財活用(2019~)
- ④住民・専門職の意識変容(2021~)
- ⑤複合課題を抱える世帯への支援(2021~)



\* テーマごと、参加メンバーは入替制（下線は常に参加）

住民（ボランティア活動者、民生委員、当事者）

配食サービス事業者、コンビニエンスストア、ガス事業者、新聞配達事業者、障害福祉サービス事業者、警察、消防、郵便局、社会福祉法人（特養）、宅建協会、ハローワーク、シルバー人材センター、ジョブステーション

行政（福祉課、企画財政課:コミュニティ担当、総務課:公共交通担当）

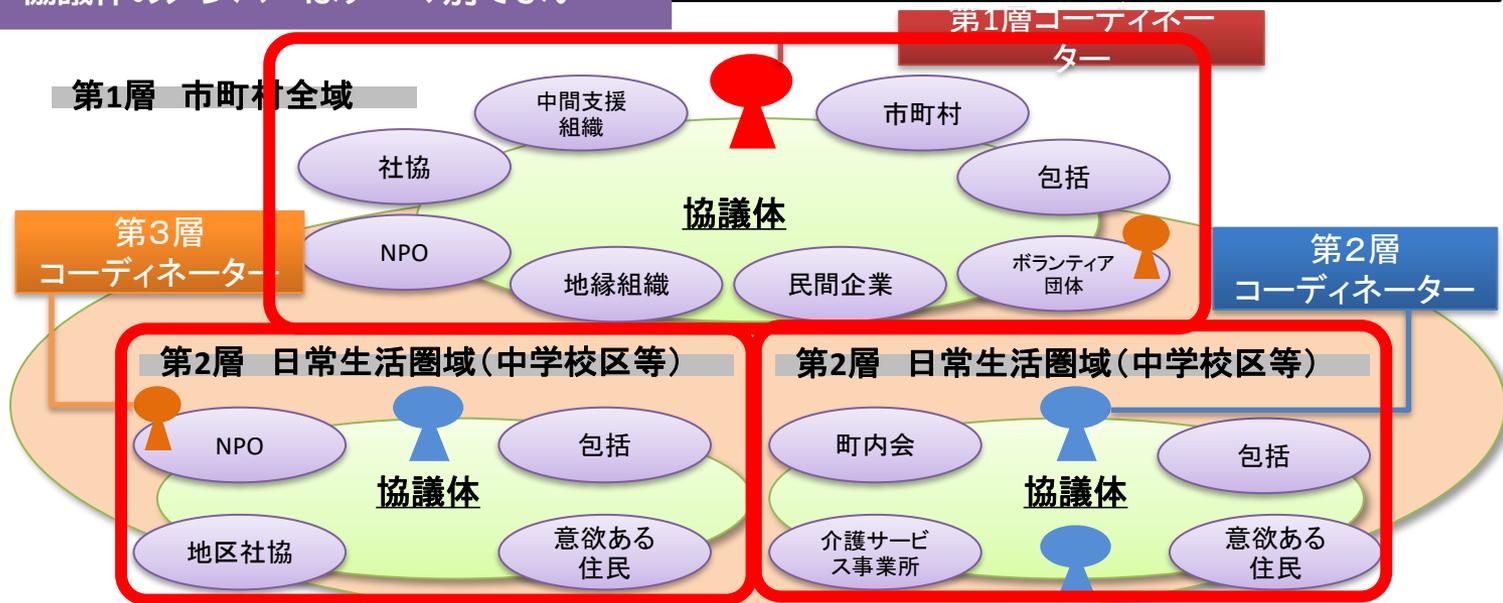
地域包括支援センター、社会福祉協議会、SC

等々

## コーディネーター・協議体の配置・構成のイメージ

- コーディネーターとして適切な者を選出するには、「特定の団体における特定の役職の者」のような充て職による任用ではなく、例えば、先に協議体を設置し、サービス創出に係る議論を行う中で、コーディネーターにふさわしい者を協議体から選出するような方法で人物像を見極めたうえで選出することが望ましい。
- 協議体は必ずしも当初から全ての構成メンバーを揃える必要はなく、まずは最低限必要なメンバーで協議体を立ち上げ、徐々にメンバーを増やす方法も有効。
- 住民主体の活動を広める観点から、特に第2層の協議体には、地区社協、町内会、地域協議会等地域で活動する地縁組織や意欲ある住民が構成メンバーとして加わることが望ましい。
- 第2層のコーディネーターは、サービス提供主体に置かれるため、その提供主体の活動圏域によっては、第2層の圏域を複数超えた活動が行われたりすることも想定される。

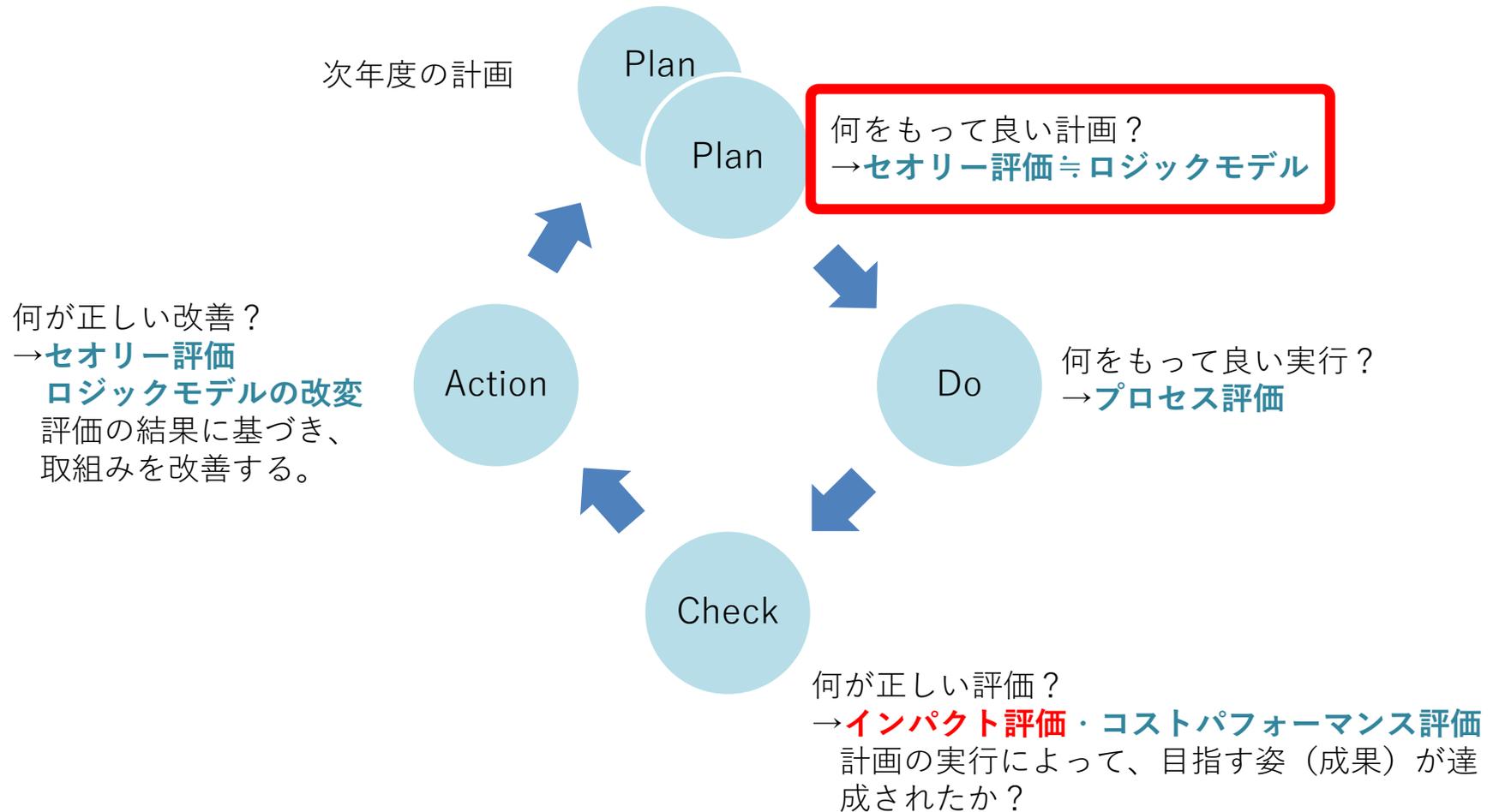
協議体のメンバーはテーマ別でよい



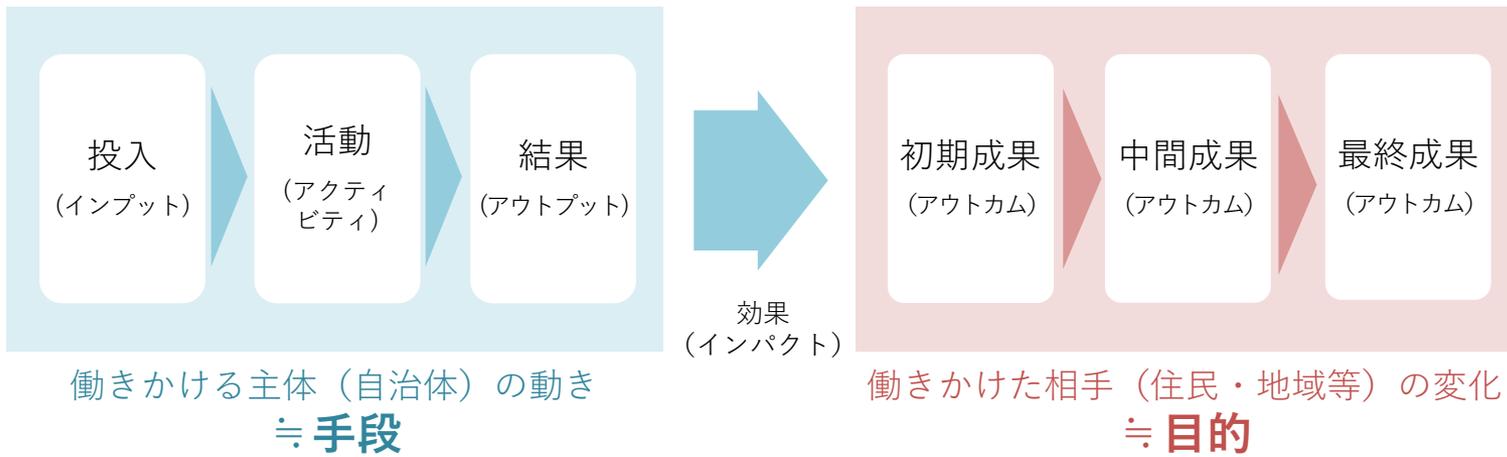
2層協議体のメンバーは数名でよいし、地域によって異なっていてよい

# ロジックモデル

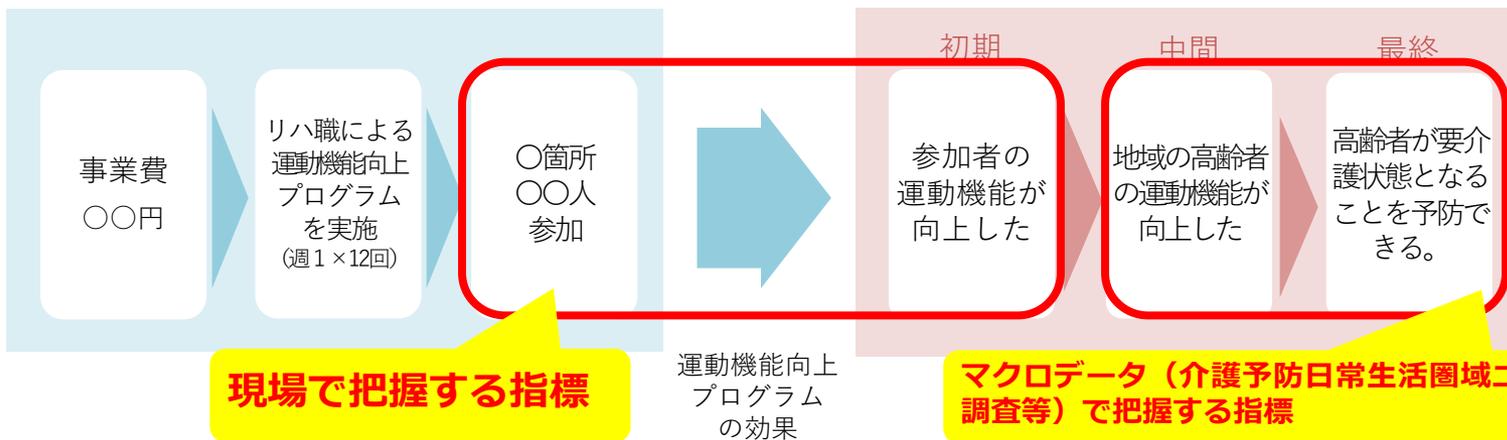
# PDCAサイクルと評価



# ロジックモデル：投入・活動・結果・成果の論理構造図

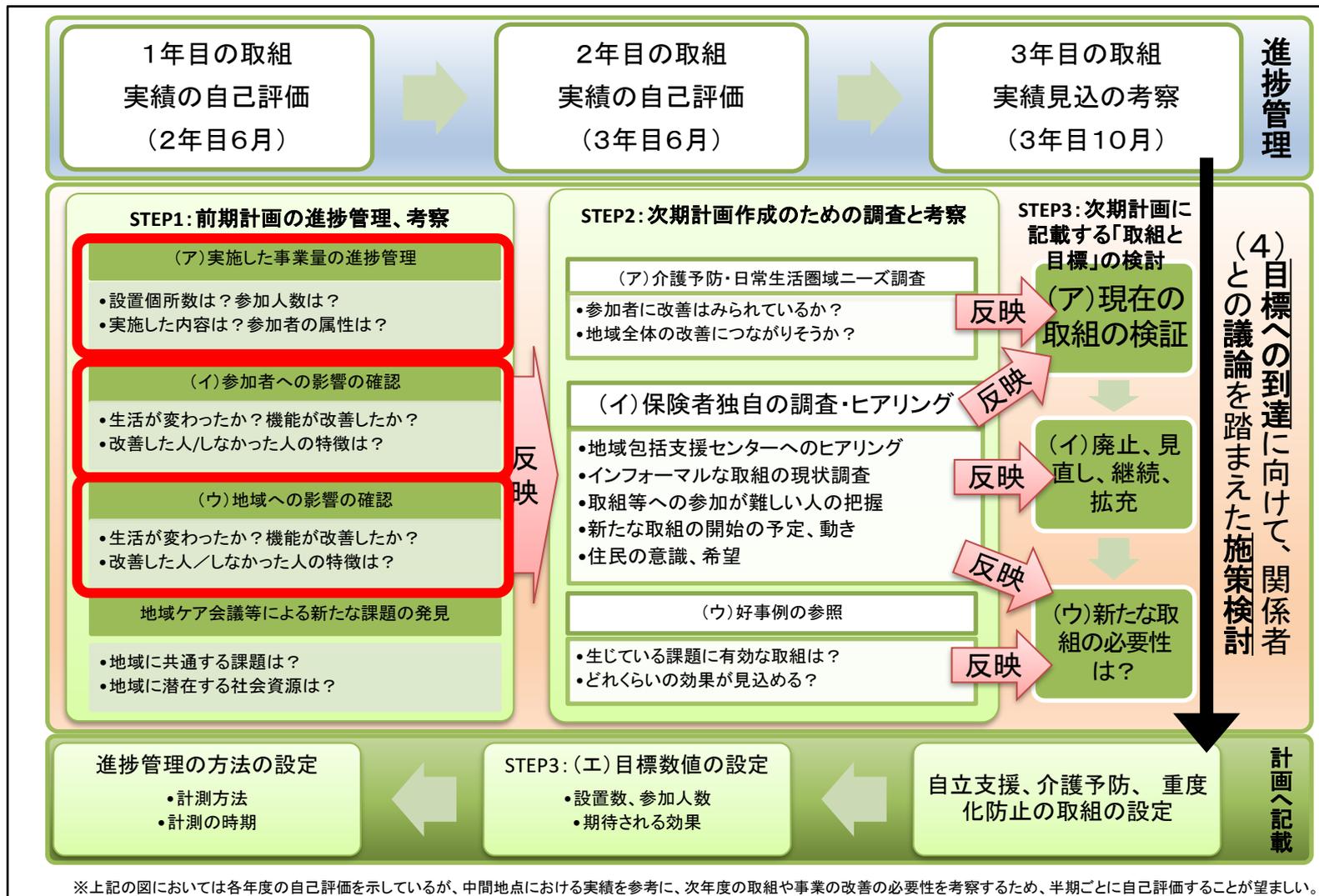


例： 運動機能向上プログラムをやったら



図： W.K.Kellogg Foundation. Logic Model Development Guide, 2003、 Rossi, et al. プログラム評価の理論と方法、をもとに作成

# 介護保険事業計画の介護予防等の「取組と目標」の設定



# バックキャストिंगで考える

# フォーキャストイングとバックキャストイング



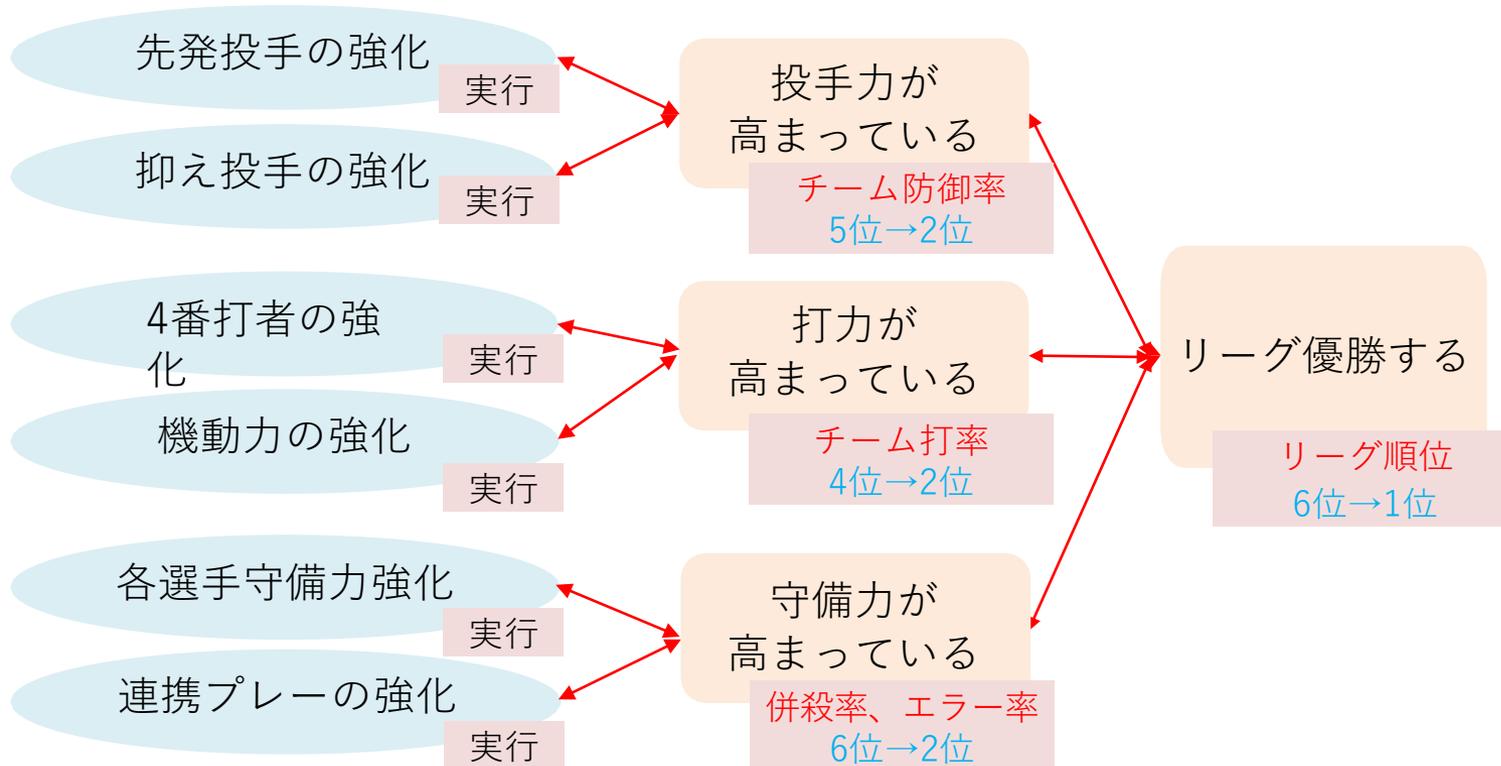
出典：視覚会議<https://shikaku-kaigi.jp/pickup/backcasting/>

野球の場合（立案時）

施策アウトプット

中間アウトカム

最終アウトカム



出典：国際医療福祉大学教授埴岡健一氏講演資料の一部を改変

# 練習①

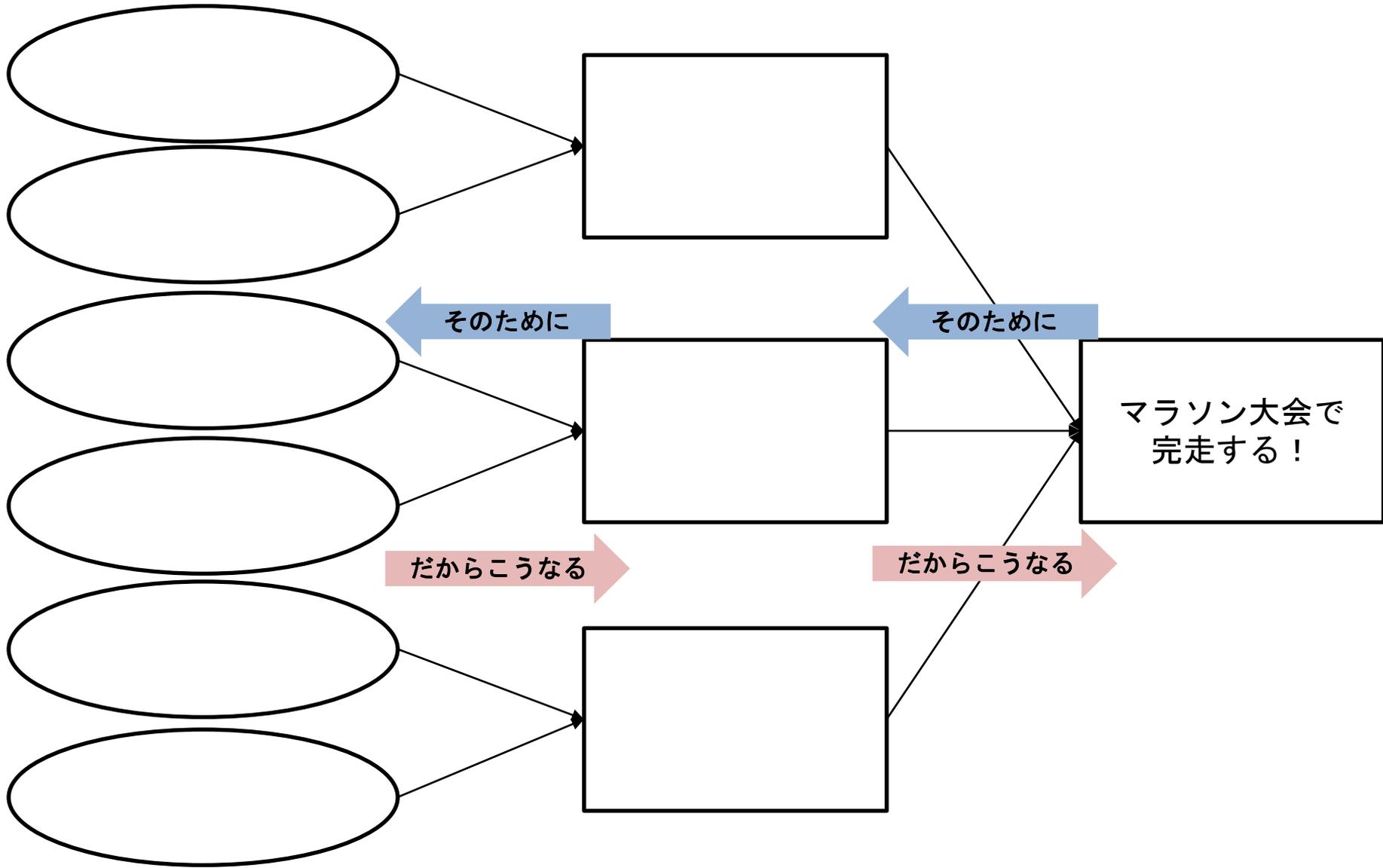
# マラソンの大会で、完走したい！！



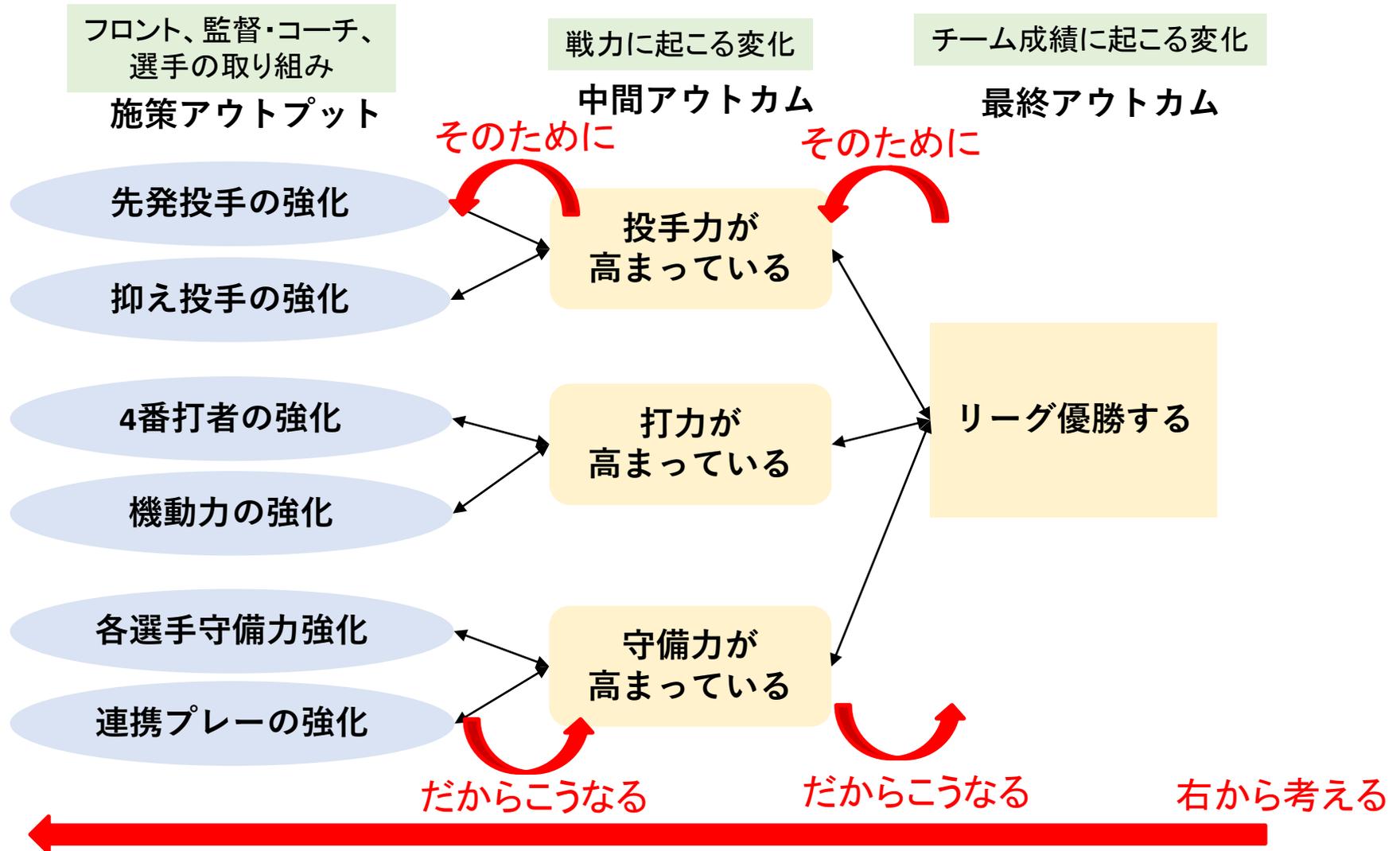
自分がやること  
(アクティビティ)

必要なこと  
(中間アウトカム)

最終ゴール  
(最終アウトカム)

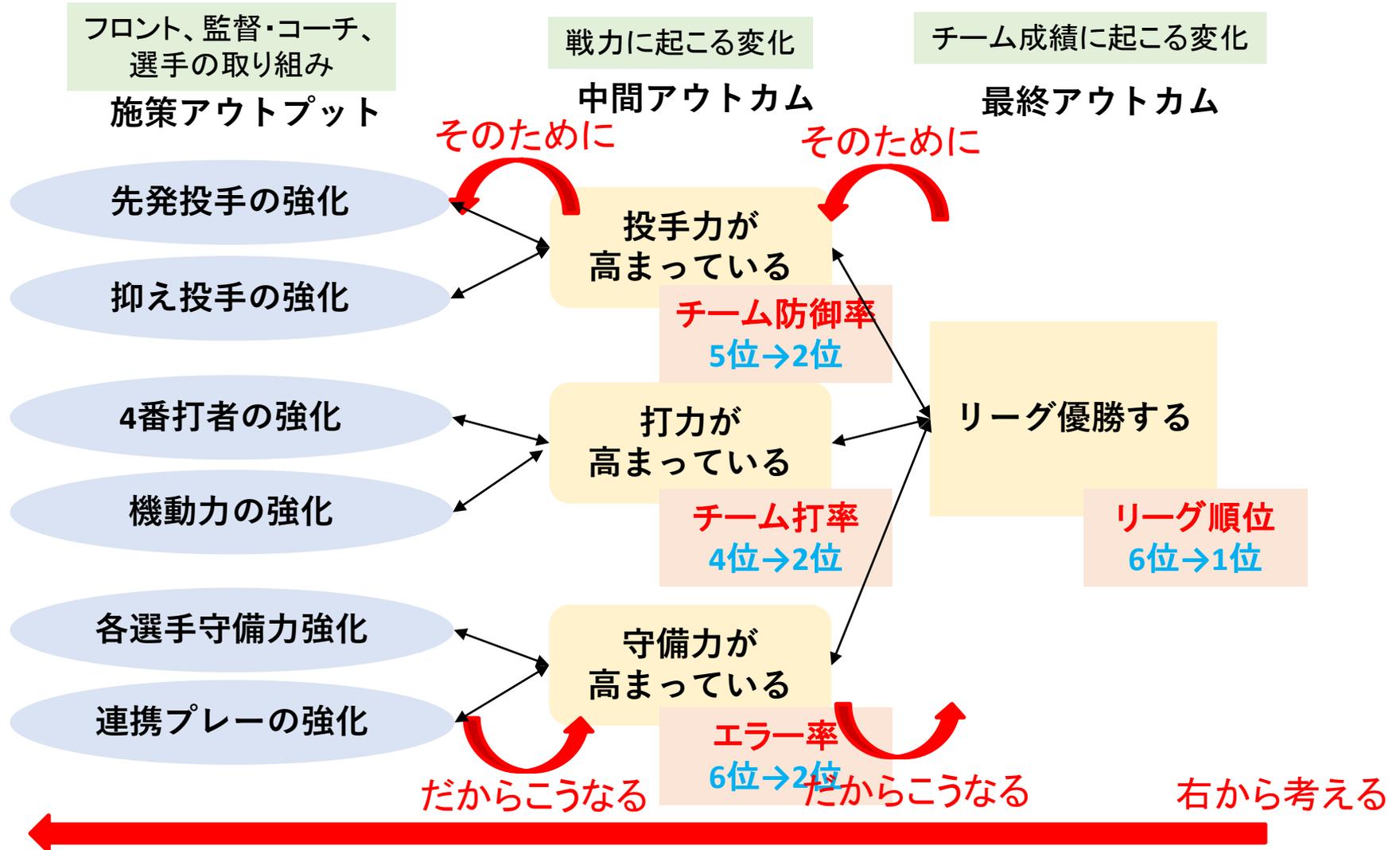


# 野球チームを再建する！ ①ロジックモデルを作る



図：国際医療福祉大学教授埴岡健一氏講演資料

# 野球チームを再建する！ ②評価指標を決める



図：国際医療福祉大学教授埴岡健一氏講演資料

# 野球チームを再建する！ ③評価する

フロント、監督・コーチ、  
選手の取り組み

施策アウトプット

先発投手の強化

抑え投手の強化

4番打者の強化

機動力の強化

各選手守備力強化

連携プレーの強化

戦力に起こる変化

中間アウトカム

投手力が  
高まっている

チーム防御率  
5位→2位

打力が  
高まっている

チーム打率  
4位→2位

守備力が  
高まっている

エラー率  
6位→2位

チーム成績に起こる変化

最終アウトカム

リーグ優勝する

リーグ順位  
6位→1位

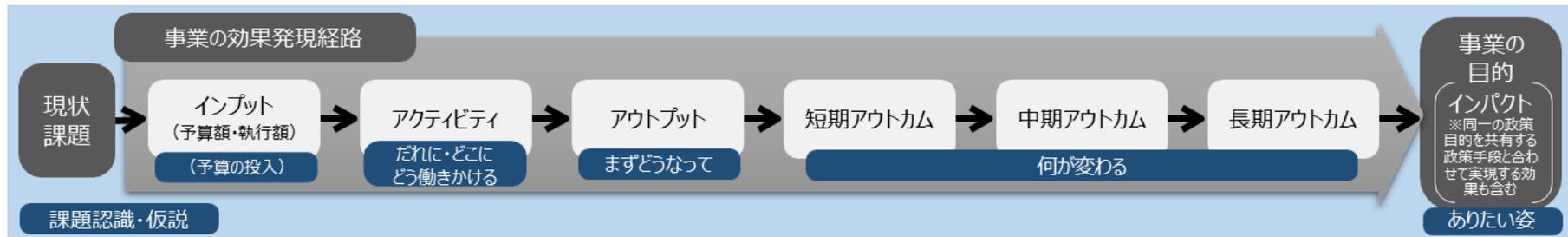
①目標に対して効果が期待できる取組みだったか？

②計画通りにやった？

③やったことが効いた？

④効果は投じたお金にみあってた？

# 事業の「目的」に立ち返りながら検討を行う



「左から右」(実施者視点(供給側))だけでなく、「右から左」(対象者視点(需要側))でも検討する  
双方の視点を行き来することで、ボトルネックを明らかにし、効果発現経路をはっきりさせる

政策課題の現状をエビデンスによって共有、これを踏まえ、課題の構造を分析

分析に基づき、複数の政策オプションを示し、その効果と影響を想定しながらベターな方法を選択

アクティビティからアウトプット、アウトカムへの経路を通じて自らの戦略を表現

出典：「行政事業レビューシート作成ガイドブック～EBPMの手法を用いた行政事業レビューの効果的な実施に向けて～」暫定版，令和6年1月18日，内閣官房行政改革推進本部事務局を一部改変

グループワーク  
「高齢者自身が適切に活動を選択できるようになるために」

## グループワークの前に

---

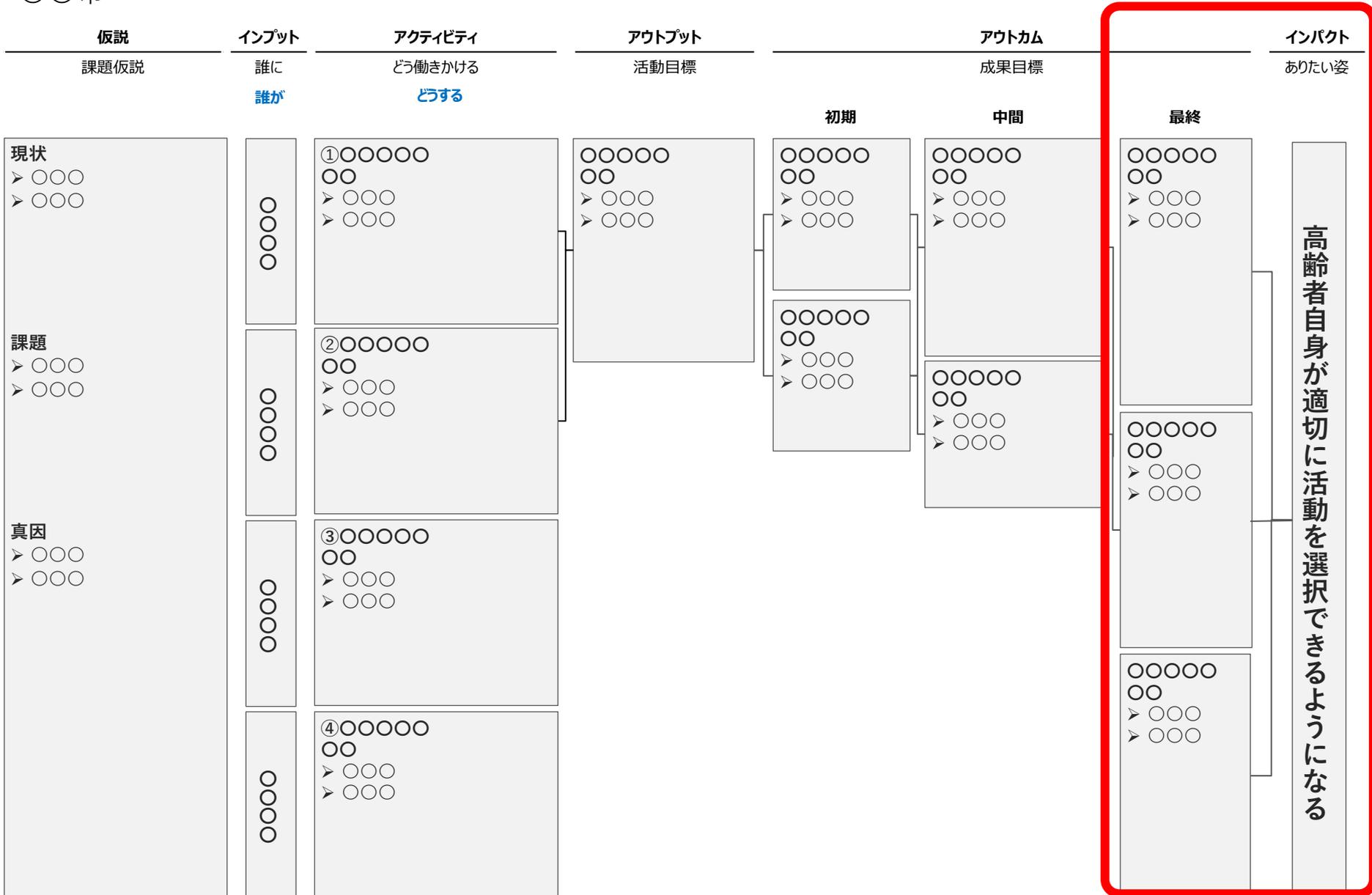
- ・司会、書記、発表者を決めてください。
- ・「高齢者自身が適切に活動を選択できるようになること」について、現時点で思ったことをグループ内に共有してください。  
(一言ずつ)

## グループワーク①

高齢者自身が適切に活動を選択できるようになるために

### 1. 【グループワーク】

高齢者自身が適切に活動を選択できるようになるためには、地域がどのような状態になっている必要があるのか（**最終アウトカム**）、模造紙に書き出してください。



高齢者自身が適切に活動を選択できるようになるために

### 2. 【個人ワーク】

高齢者自身が適切に活動を選択できるようになるために、協議体の構成員※のうち、「**誰がなにをやる必要があるか（アクティビティ）**」を付箋に**一人5枚以上**、できる限り具体的に記載してください。

1付箋には1事項

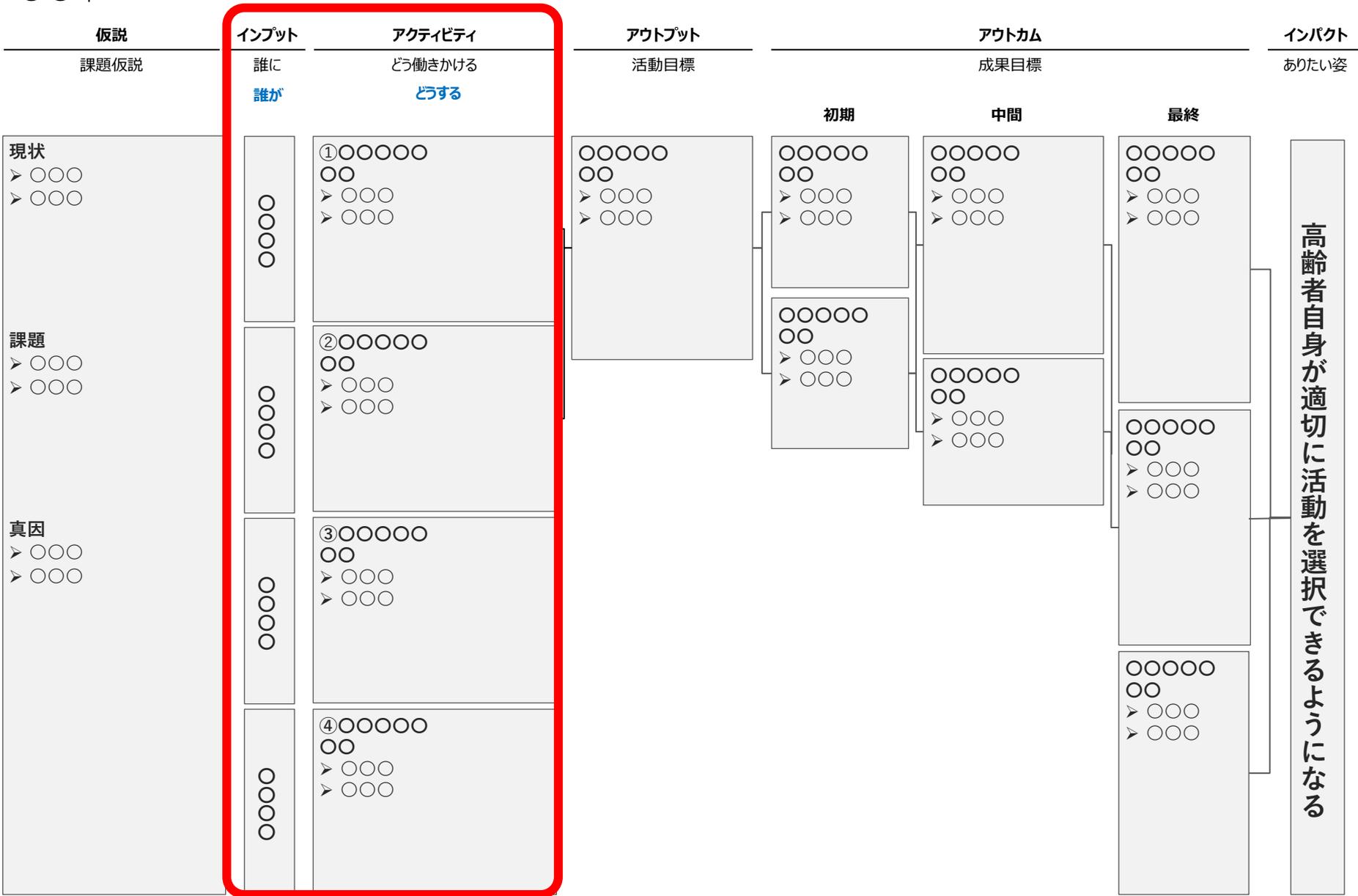
※行政（高齢者福祉担当課、市民協働担当課、社会教育担当課など）、第1層SC、第2層SC、地域包括支援センター、社会福祉協議会、NPO法人、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人、地縁組織、介護サービス事業所、シルバー人材センター、老人クラブ、家政婦紹介所、商工会、民生委員などがなにをやるのか

## グループワーク③

高齢者自身が適切に活動を選択できるようになるために

### 3. 【グループワーク】

その付箋を、選んだ理由と共に模造紙に出していきます。  
同じ内容のアクティビティはまとめ、上から**実施主体別に並べます**。



## グループワーク④

高齢者自身が適切に活動を選択できるようになるために

### 4. 【グループワーク】

その「**アクティビティ**」について、**いつ**（いつまでに）、**どれくらい**（箇所数、参加者数、頻度など）、**いくら**（**ヒト・モノ・カネ**）かけて実施するのか、グループで議論し、記載してください。



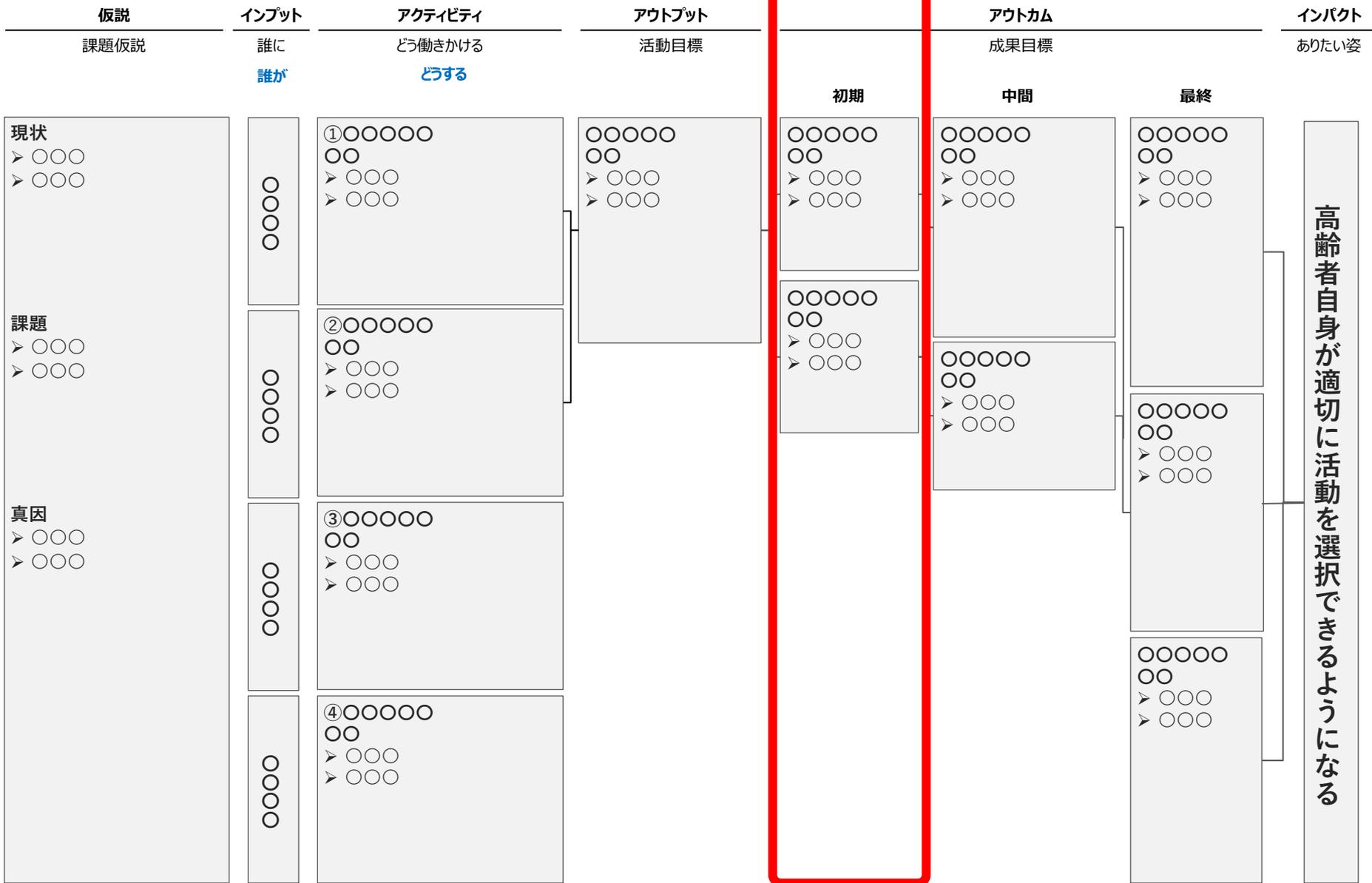
## グループワーク⑤

高齢者自身が適切に活動を選択できるようになるために

### 5. 【グループワーク】

その「**アクティビティ**」によって、住民や地域がどのように変化すること（**初期アウトカム**）を期待しているのか、グループで議論し、記載してください。

定量的でなくても構いません（例：明るくなった、声をかけてくれるようになった など）。



高齢者自身が適切に活動を選択できるようになるために

1. グループで作成した模造紙をもとに発表ください。  
(各グループ5分)
2. 全体意見交換